

令和6年9月26日

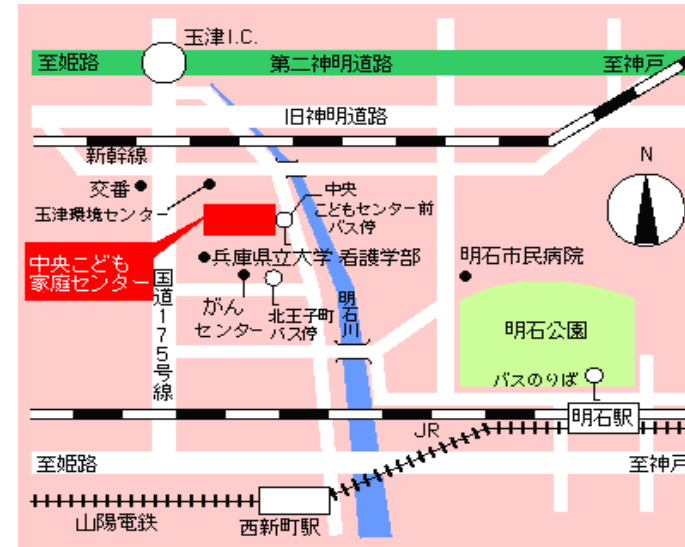
加古川市要保護児童対策地域協議会

県こども家庭センター(児童相談所)の相談状況等

中央こども家庭センター



明石市北王子町13-5 TEL. (078)923-9966



児童虐待防止24時間ホットライン

中央こども (078) 921-9119

児童相談所虐待対応ダイヤル
189 (いちはやく)

児童相談所相談専用ダイヤル
(R3年7月～)
0120-189-783
(いちはやく・おなやみを)



兵庫県こども家庭センター (児童相談所)

加東こども家庭センター
西脇市・三木市・高砂市・
小野市・加西市・加東市・
多可町
総人口(推計):253,920人
児童人口:38,361人



姫路こども家庭センター
姫路市・相生市・たつの市・
赤穂市・宍粟市・神河町・
市川町・福崎町・太子町・
上郡町・佐用町
総人口(推計):793,639人
児童人口:126,687人



明石こどもセンター
明石市
総人口(推計):306,091人
児童人口:49,114人



中央こども家庭センター
加古川市・高砂市・稲美町・播磨町
(洲本市・南あわじ市・淡路市)
総人口(推計):525,767人
児童人口:81,729人



**中央こども家庭センター
洲本分室**

**川西こども家庭センター
丹波分室**

川西こども家庭センター
伊丹市・宝塚市・川西市・
三田市・猪名川町
(篠山市・丹波市)
総人口(推計):795,574人
児童人口:127,728人



尼崎こども家庭センター
尼崎市
総人口(推計):453,811人
児童人口:57,842人



西宮こども家庭センター
西宮市・芦屋市
総人口(推計):575,189人
児童人口:93,521人



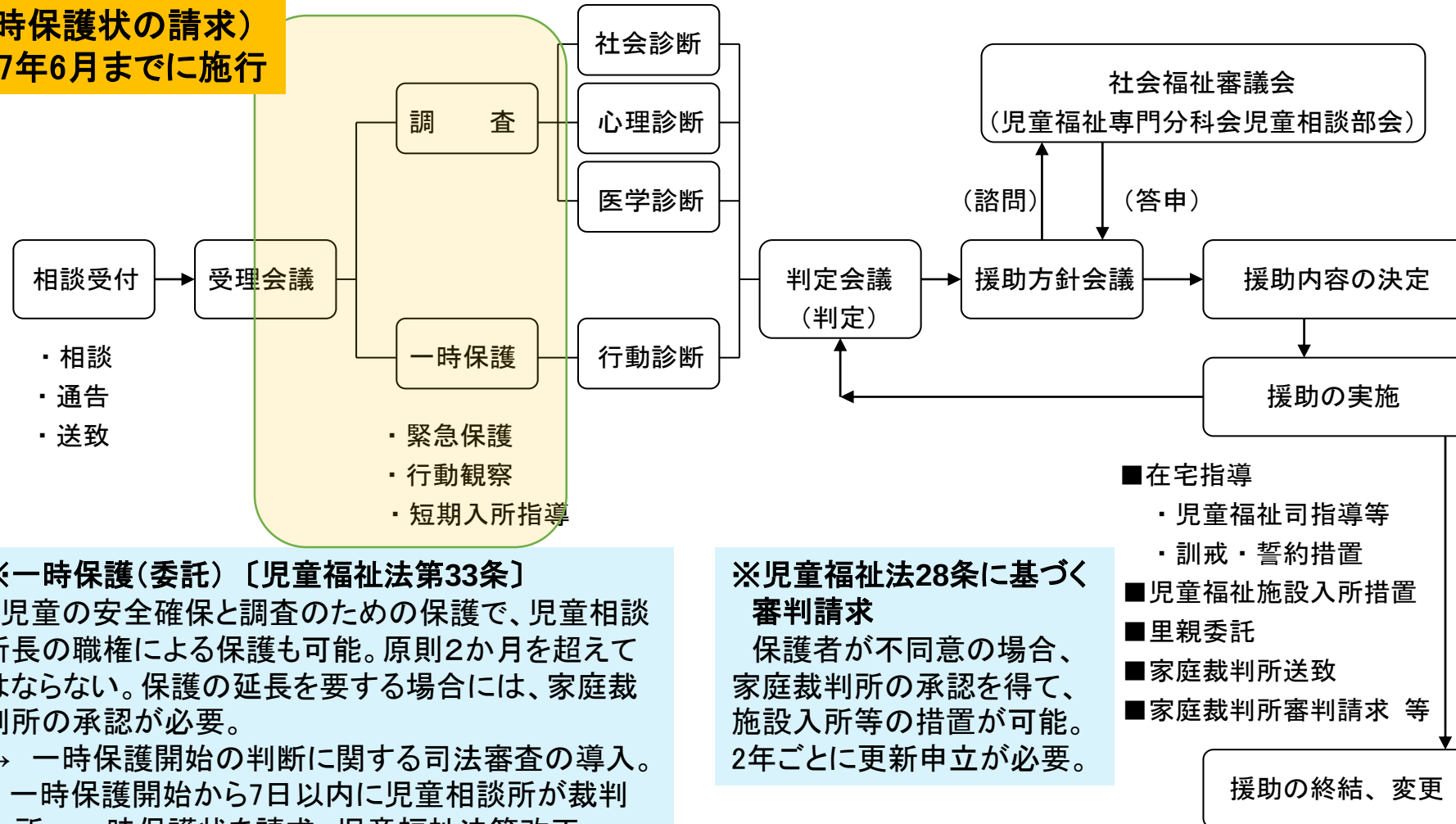
神戸市こども家庭センター
神戸市
総人口(推計):1,492,953人
児童人口:209,368人



※総人口は令和6年4月1日現在の推計。児童人口は令和2年国勢調査のもの(R2.10.1現在)、
日本人・外国人の別「不詳」を除いて算出

県こども家庭センターにおける 児童家庭相談の流れ

司法審査の手続き
(一時保護状の請求)
※R7年6月までに施行



※一時保護(委託)〔児童福祉法第33条〕

児童の安全確保と調査のための保護で、児童相談所長の職権による保護も可能。原則2か月を超えてはならない。保護の延長を要する場合には、家庭裁判所の承認が必要。

→ 一時保護開始の判断に関する司法審査の導入。
一時保護開始から7日以内に児童相談所が裁判所へ一時保護状を請求。児童福祉法等改正(R4.年6月公布、公布後3年以内に施行)

※児童福祉法28条に基づく 審判請求

保護者が不同意の場合、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置が可能。2年ごとに更新申立が必要。

■在宅指導

- ・ 児童福祉司指導等
- ・ 訓戒・誓約措置

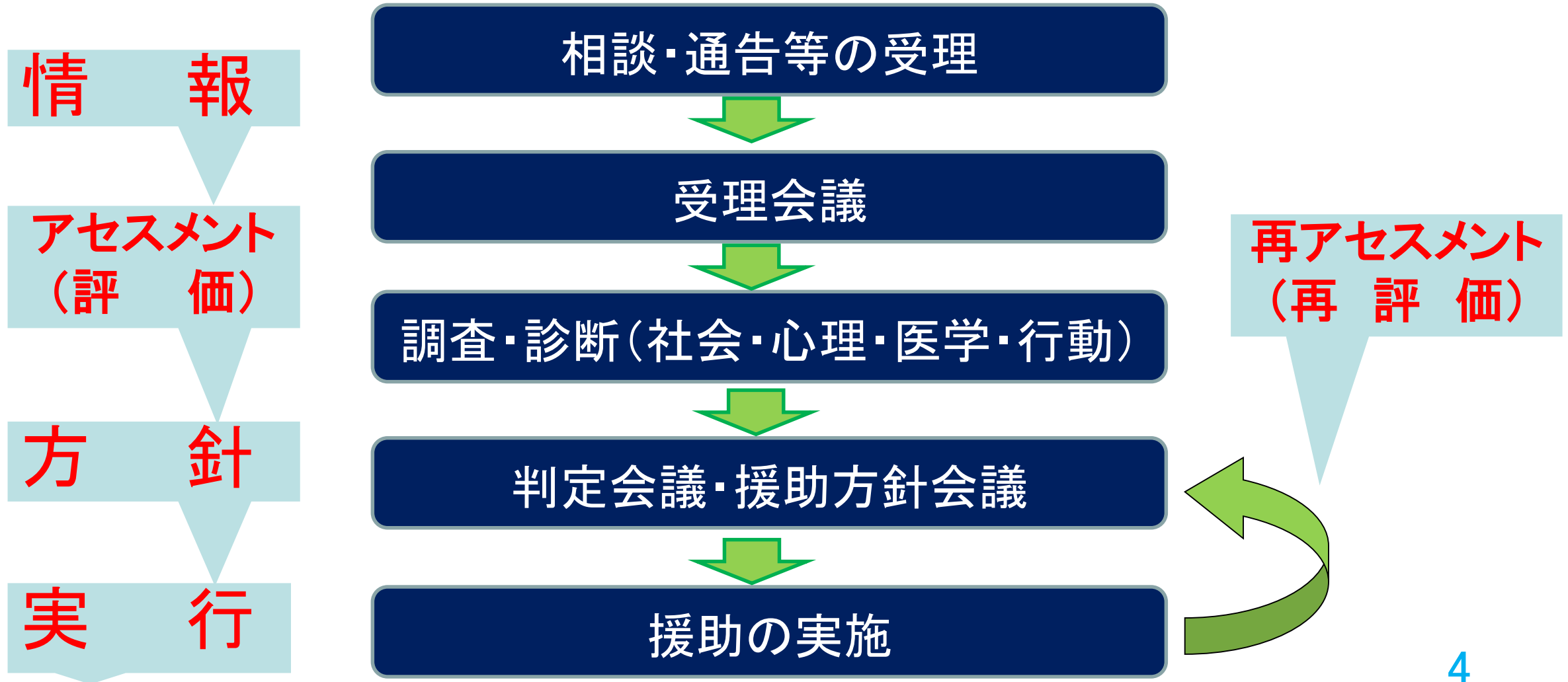
■児童福祉施設入所措置

■里親委託

■家庭裁判所送致

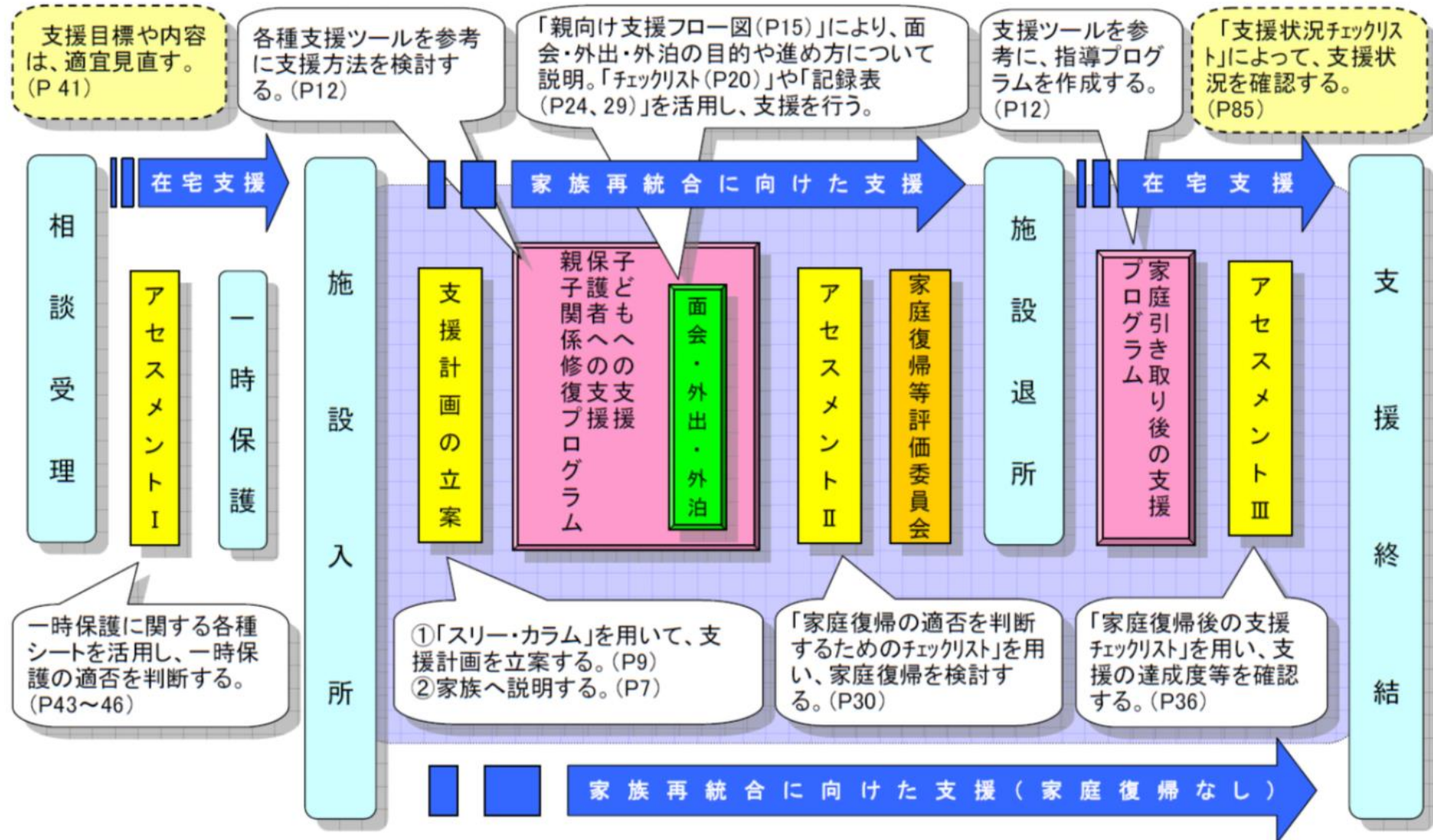
■家庭裁判所審判請求 等

相談援助活動(ソーシャルワーク)の流れ



(参考)

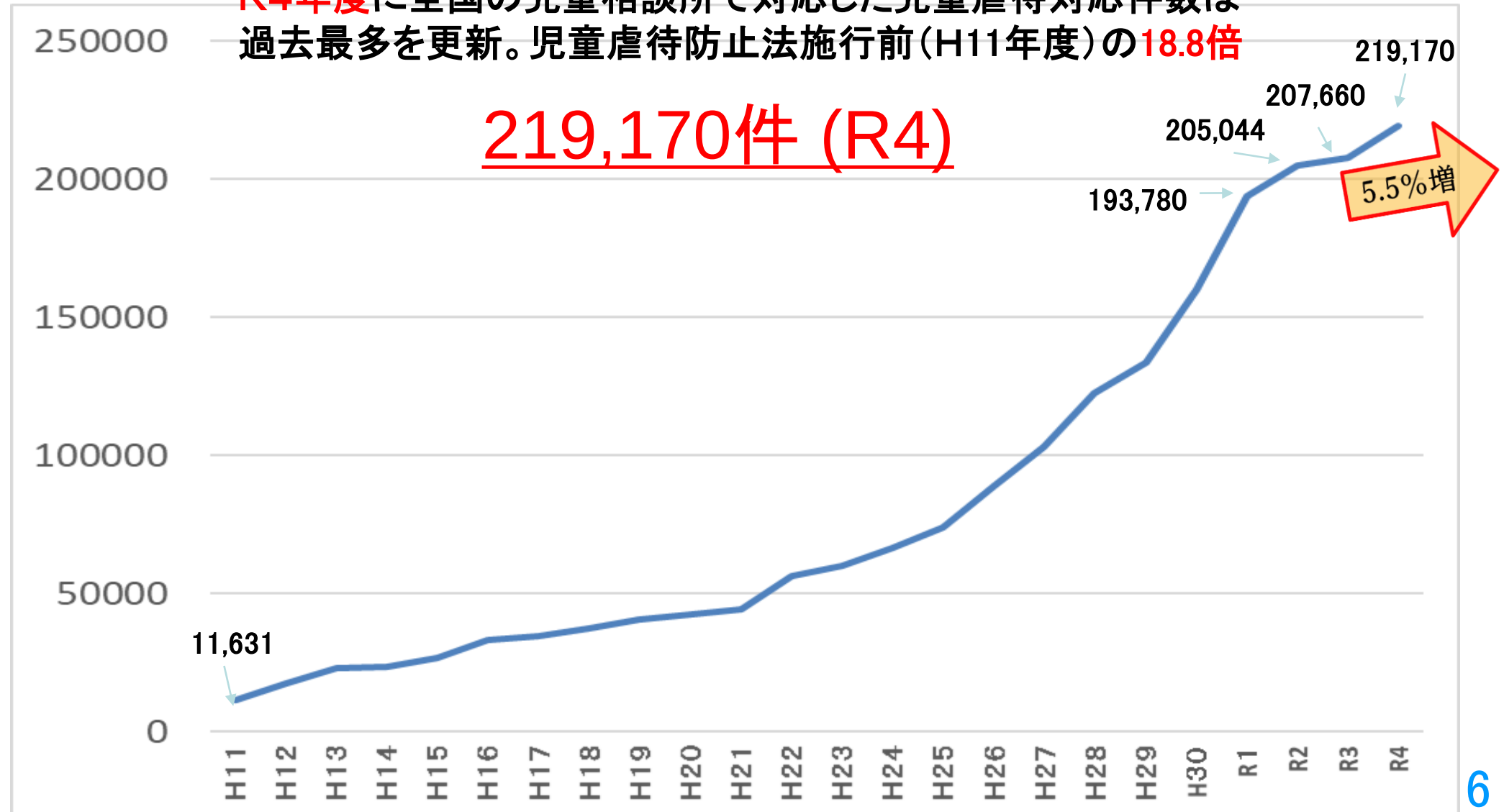
虐待をした親等の支援の流れ



※兵庫県「家族支援のガイドライン」より

児童相談所における児童虐待対応件数

R4年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待対応件数は
過去最多を更新。児童虐待防止法施行前(H11年度)の**18.8倍**



（参考）虐待のリスク要因

（注）複数の要因が重なり合って発生

- ・ **保護者**

被虐待体験（虐待の世代間連鎖） 望まない妊娠
育児ストレス 攻撃的・衝動的な性格
医療につながっていない精神障害・アルコール依存 等

- ・ **子ども**

乳児期の子ども
未熟児
障害児 等

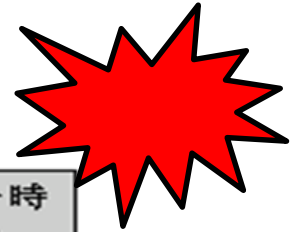
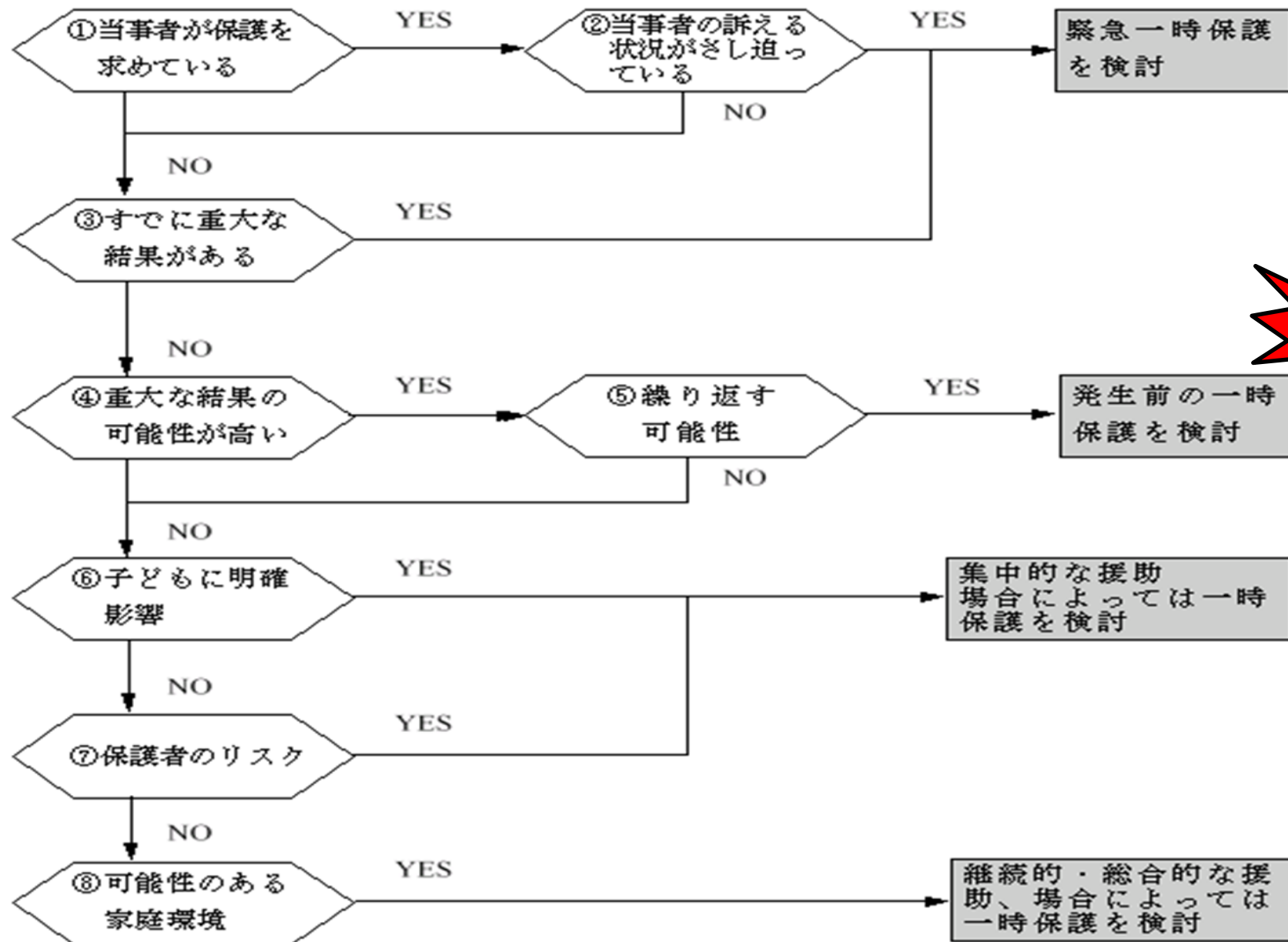


- ・ **養育環境**

内縁者・同居人のいる家庭 頻繁に転居を繰り返す
親族・地域から孤立 生計者の失業等の経済不安
健康診査未受診家庭 等

※厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」参照

(参考)一時保護の要否判断



子ども虐待による死亡事例等(第19次報告)

＜死亡事例(R3年4月～R4年3月)＞

区分	第19次報告			(参考)第18次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)	計
例数(件)	50	18	68	47	19	66
人数(名)	50	24	74	49	28	77

※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

【心中以外の虐待死(50例 50人)】

- 子どもの年齢 「0歳」24人(48%)、0歳のうち月齢0か月児 6人(25%) 「3歳未満」31人(62%)
- 主な虐待類型 「身体的虐待」21人(42%)、「ネグレクト」14人(28%)
- 直接の死因 「頭部外傷」11人(29%)、「頸部絞扼以外による窒息」6人(16%)
- 主たる加害者 「実母」20人(40%)、「実父」6人(12%)
- 加害の動機 「しつけのつもり」2人(4%) その他 13人(26%) (泣き止まないことのいらだち、子どもの存在の拒否等)
- 妊娠期・周産期の問題 「予期しない妊娠等」16人(32%)、「医療機関から連絡」16人(32%)
「妊婦健診未受診」14人(28%)、「低体重(2500g未満)」14人(28%)
- 乳幼児健診の状況 「3～4か月児健診」未受診 5人(19%)、「1歳6か月児健診」未受診 2人(13%)
- 養育者(実母)の心理的・精神的問題等 「育児不安」17人(35%)、「養育能力の低さ」17人(35%)
「精神障害(医師の診断によるもの)」8人(16%)
- 関係機関の関与 児童相談所と市区町村の両方11人(22%)、その他の関係機関(保健センター等)39人(78%)
- 要保護児童対策地域協議会 検討対象事例 15人(31%)

第1次から第19次報告を踏まえた こども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク

※こども家庭庁資料

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は
予防接種が未接種である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルース等)
知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- こどもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)の妊娠
- こどもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をしててもこどもに会わせない
- 多胎児を含む複数人のこどもがいるなど、養育に負担がある
- 安全でない環境にこどもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から「こどもの様子が気にかかる」
等の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

こどもの側面

- こどもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- こどもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに対する虐待があった
- こどもが保護を求めている、または養育が適切に行われていない
ことを示す発言がある

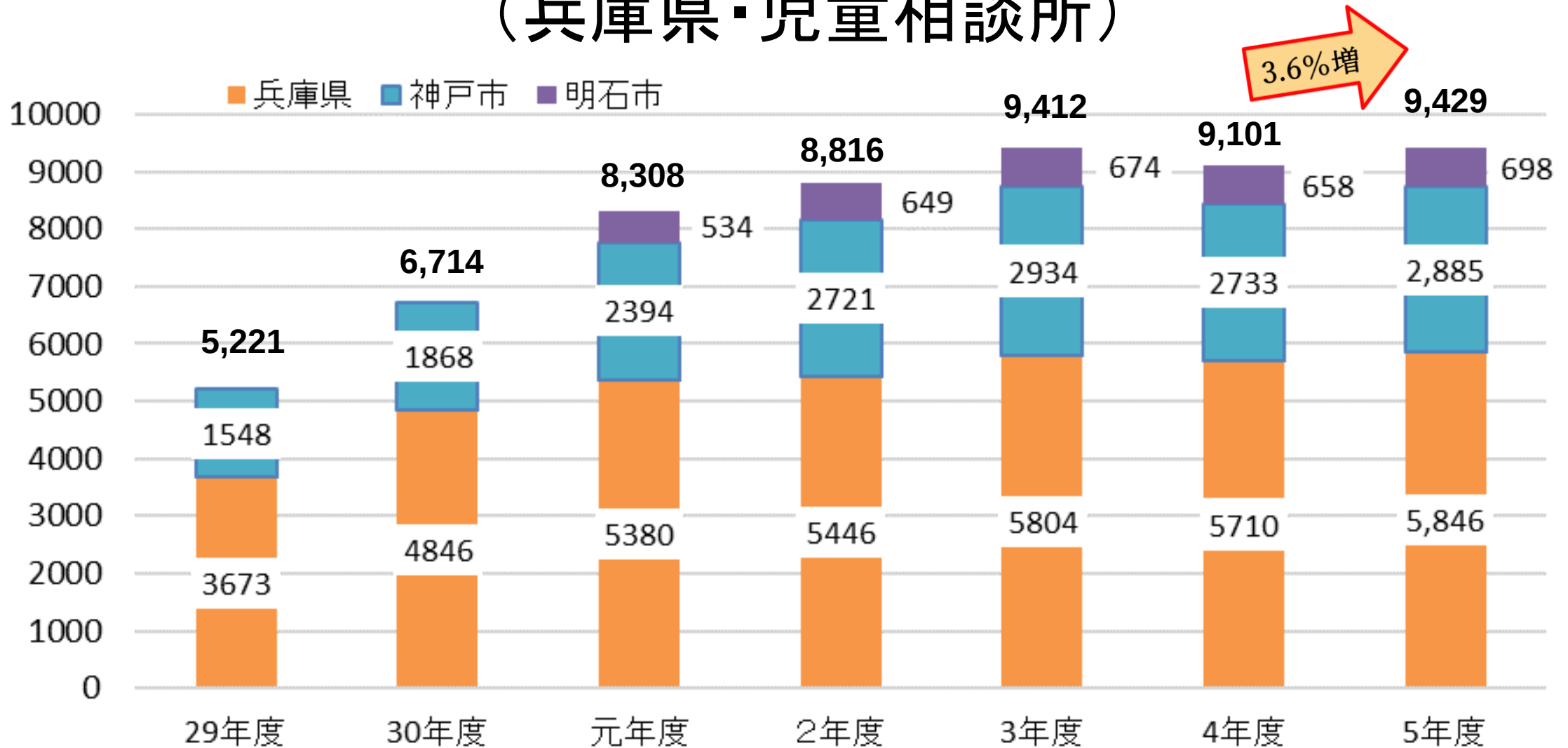
援助過程の側面

- 保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、こどもの養育に一定の関与がある者も含めた家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足している
- こどもの発言等をアセスメントや支援方針に活かしていない
- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生リスクを認識することができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない
- 継続的に支援している事例について、定期的及び状況の変化に応じたアセスメントが適切に行われていない
- 転居時に関係機関が一堂に会した十分な引継ぎが行えていない
- 転居など、生活環境や家族関係の変化に応じた迅速なリスクアセスメントと支援方針の見直し、検討ができていない
- 関係機関間で同一の支援方針による対応ができておらず、見守り支援における具体的内容も共有されていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない

※ こどもが低年齢・未就園の場合や離婚・未婚等によりひとり親の場合に該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

(下線部は、第19次報告より追加した内容) 12

児童虐待相談の年次推移 (兵庫県・児童相談所)



H30 明石市分
306件を含む

虐待対応件数の主な増加理由

- 虐待に対する関心の高まり → 潜在化していたケースの把握
- DV通告 → 警察からの通告の増
(いわゆる“**面前DV**“は心理的虐待)
- 「きょうだい」ケースの通告受理
(直接被害児以外の児童への心理的虐待)
- 「**189**」(いちはやく)の普及 **※通話料金は無料**
(全国児童相談所共通ダイヤルの3桁化)

※H 27年7月導入、H 30年2月～コールセンター方式

R元年12月～通話料金無料化(相談専用ダイヤルはR3年7月～)

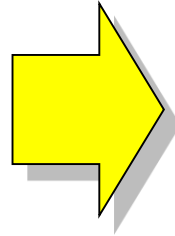
児童虐待 情緒面・行動面に深刻な影響

(身体への直接の影響)

- ・ 怪我、栄養失調、発育不良 (愛情不足による発育の遅れもある)

(情緒面・行動面への影響)

- ・ 大人の顔色をうかがう
- ・ 協調行動が取れない
- ・ 動きや表情がぎこちない
- ・ おびえた表情を見せる
- ・ 感情を表さない
- ・ 落ち着きがない
- ・ 暴力的になる
- ・ 異性を怖がる など



心の発達への影響大

- ・ 自己評価(自己肯定感・自尊感情)が低く、何事にも自信が持てない
- ・ 人への信頼感に乏しく、人間関係がうまく築けない
※試し行動、愛着障害
- ・ 何か問題が生じたとき、暴力を使って解決しようとする など

誤った対応で変化する子どもの脳

厳格な体罰

⇒前頭前野の萎縮

DV目撃

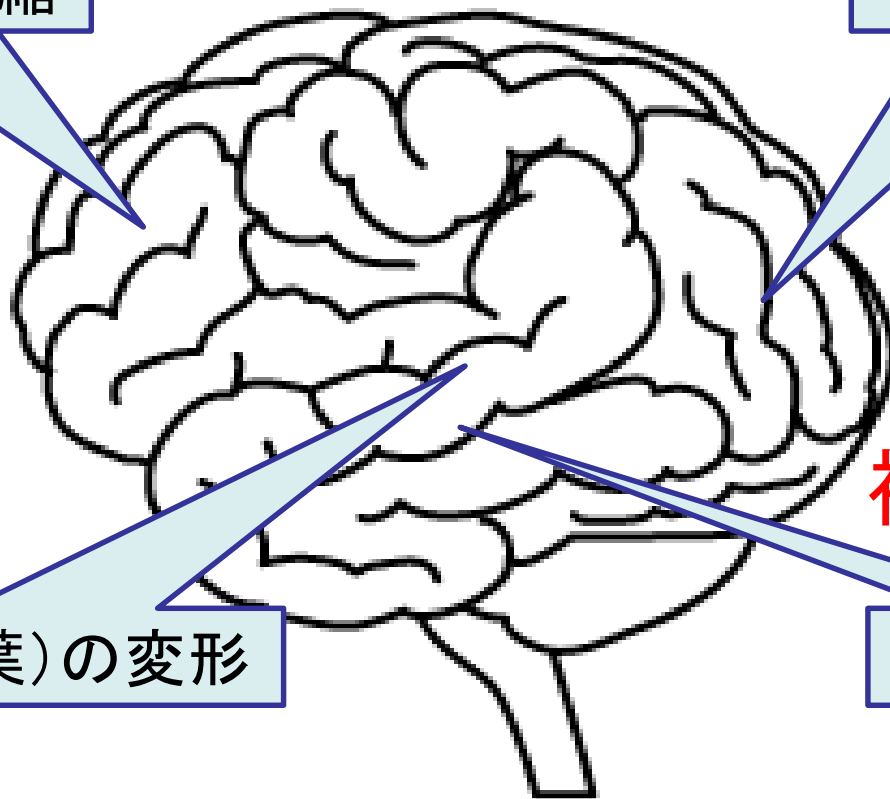
⇒視覚野の縮小

暴言被曝

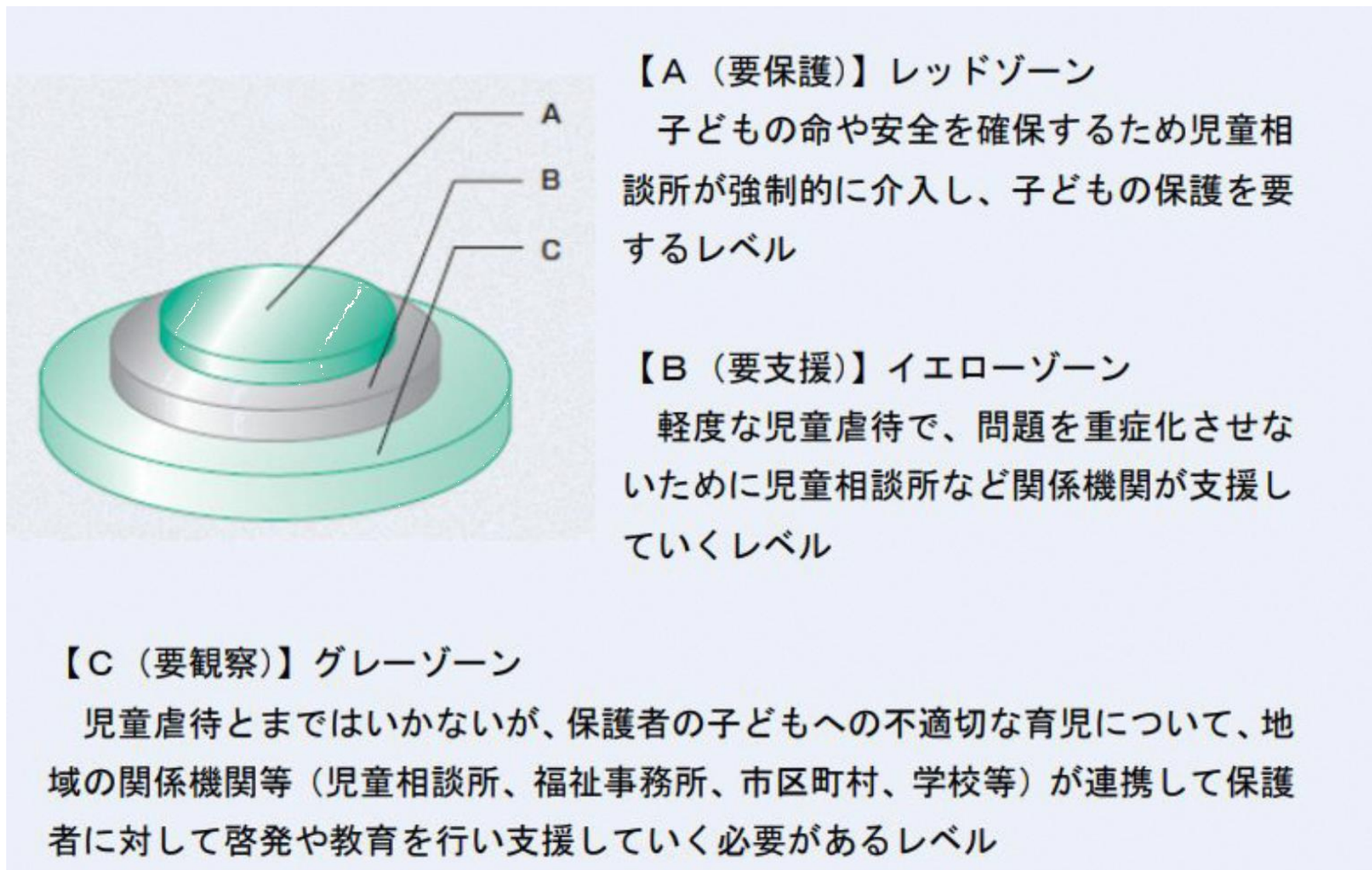
⇒聴覚野(側頭葉)の変形

複合的虐待

⇒海馬の萎縮



(参考) マルトリートメント (子どもへの不適切な関わり)



(参考) 懲戒権に関する規定の見直し

1 民法第822条を削除する。

「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」→ 削除

2 民法第821条に次のような規律を設ける。

親権を行う者は、前条(820条)の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」

※民法改正(令和4年12月16日公布・施行)

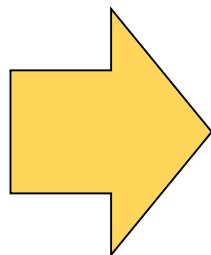
(参考) 児童虐待防止法第14条(R元年6月改正、R2年4月1日施行)

しつけにおける体罰等禁止の法定化、懲戒権の見直し検討(施行後2年目途)

(参考) ACEs(小児期逆境体験)研究

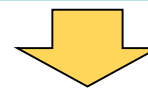
子供期の家庭内の逆境に関する複数のリスク因子(虐待:心理的・身体的・性的虐待、家庭の機能不全:同居家族の薬物使用・精神疾患・母親への暴力・犯罪・親の別居又は離婚)を得点化して単純加算すると、得点の上昇に応じて広範な成人期の心身の健康問題が増加することが確認されている。(R元年度内閣府子供の貧困実態調査研究より)」

- ☐ 心理的虐待
- ☐ 身体的虐待
- ☐ 性的虐待
- ☐ 育児放棄(ネグレクト)
- ☐ 疎外感を持つ体験
- ☐ 母親へのDV
- ☐ 親の離婚や別居
- ☐ アルコール・薬物依存の家族がいる
- ☐ 精神疾患のある家族がいる
- ☐ 刑務所入所歴のある家族がいる



ACEsスコアが4以上の人とゼロの人を比べた健康リスク

がん 1.9倍、慢性気管支炎又は肺気腫 3.9倍、糖尿病 1.6倍、肥満(BMI35以上) 1.6倍、喫煙 2.2倍、アルコール依存 7.4倍、薬物注射 10.3倍、自殺未遂 12.2倍 など

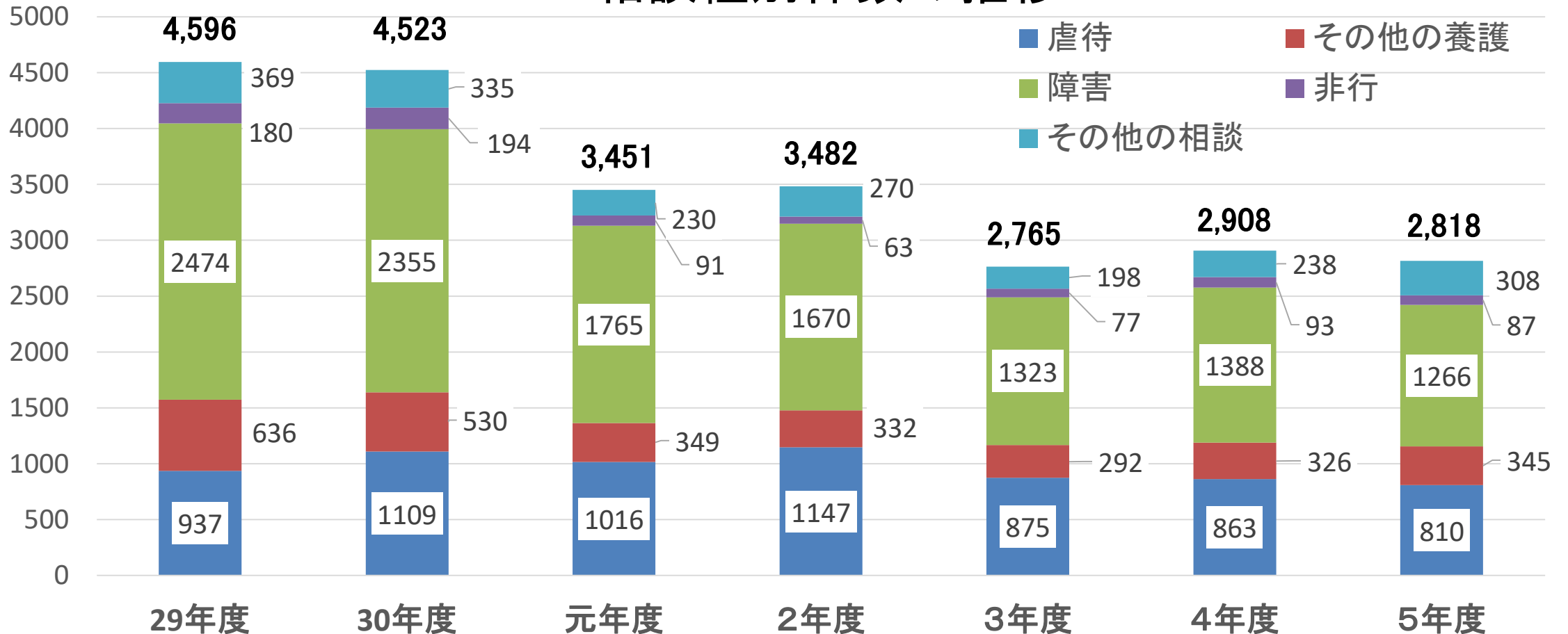


ポジティブで保護的体験が重要
＝安心できる居場所、信頼できる大人の存在等

中央こども家庭センター児童相談状況

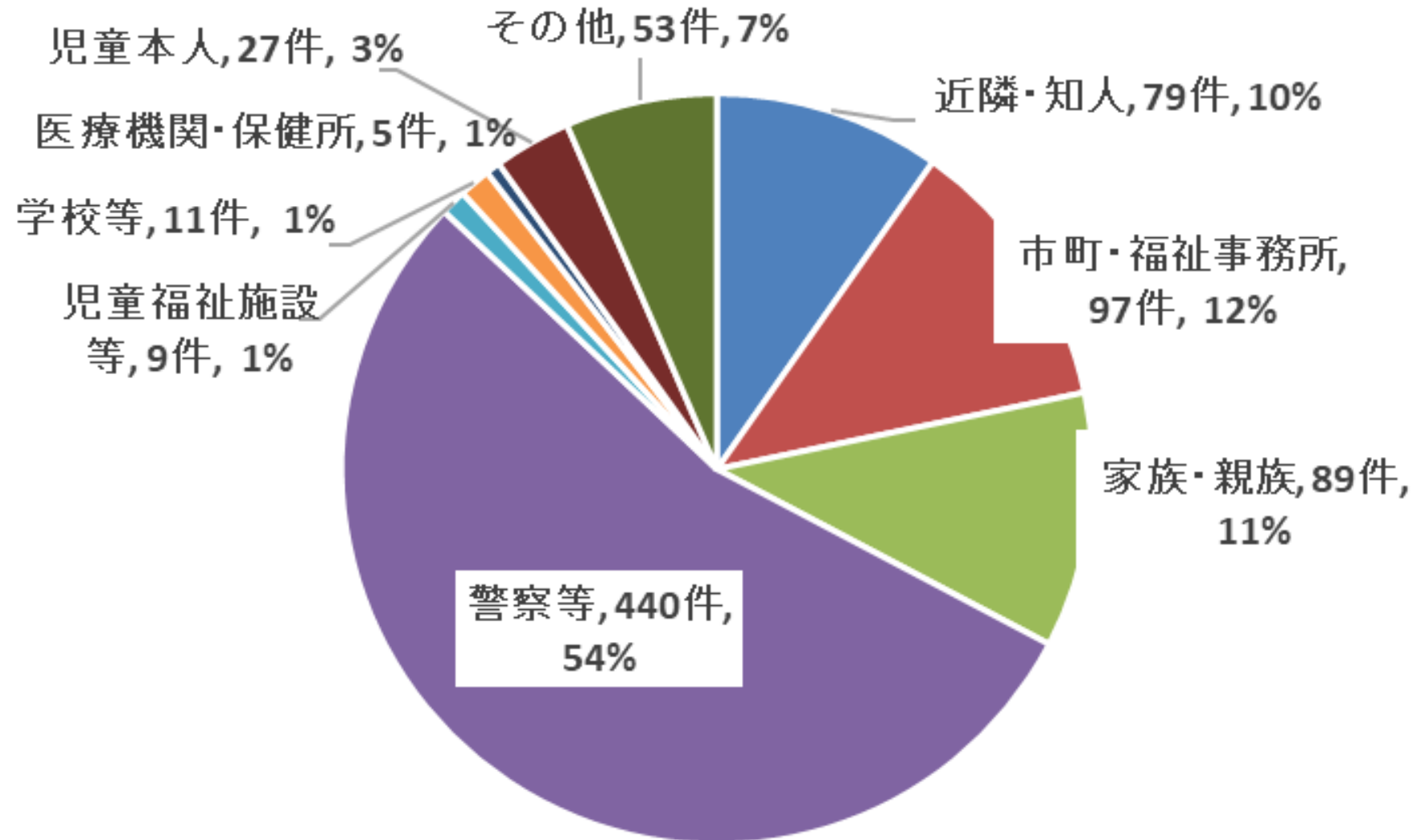
・相談種別 (R5年度)：障害45%、虐待29%、その他の養護12%、非行3%、その他11%

相談種別件数の推移



※H30年度まで明石市の件数、R2年度まで加東こども家庭センター(R3新設)所管の北播磨地域の件数を含む。

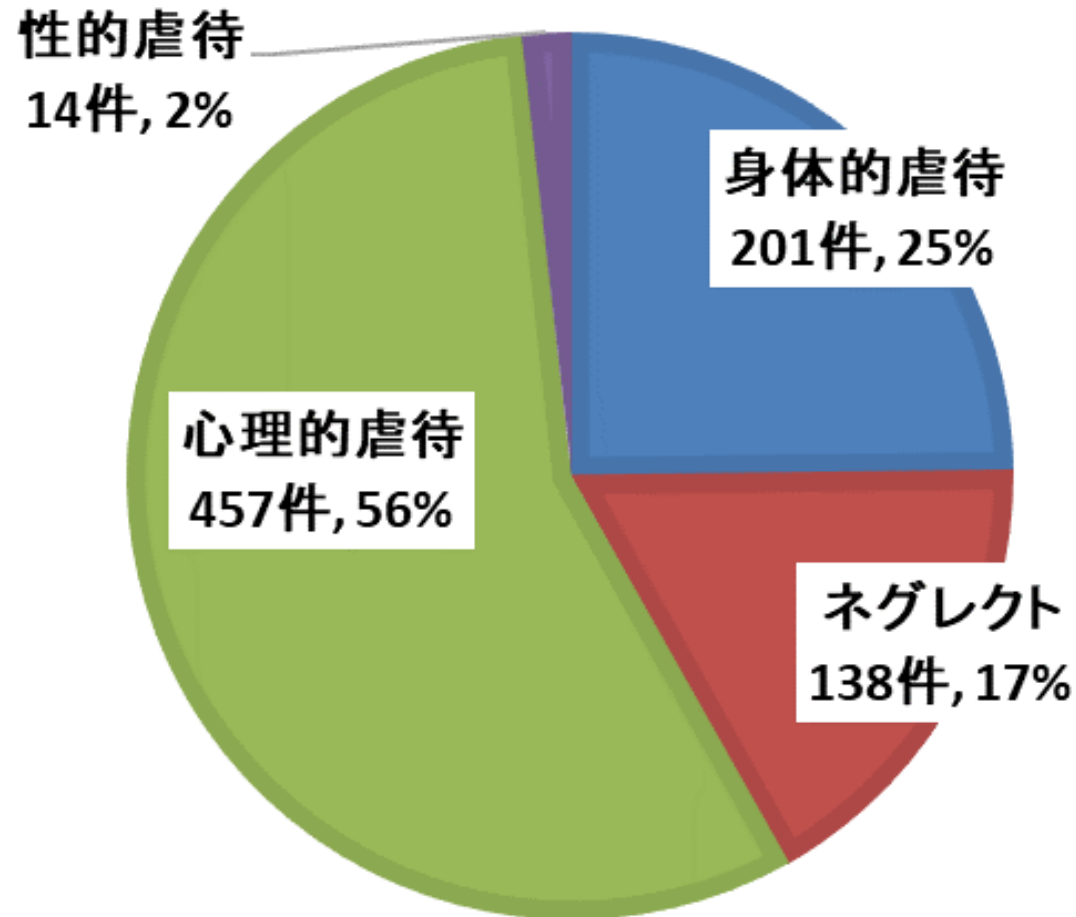
R5年度虐待相談の経路別 (中央こども家庭センター)



R5年度虐待相談の種別

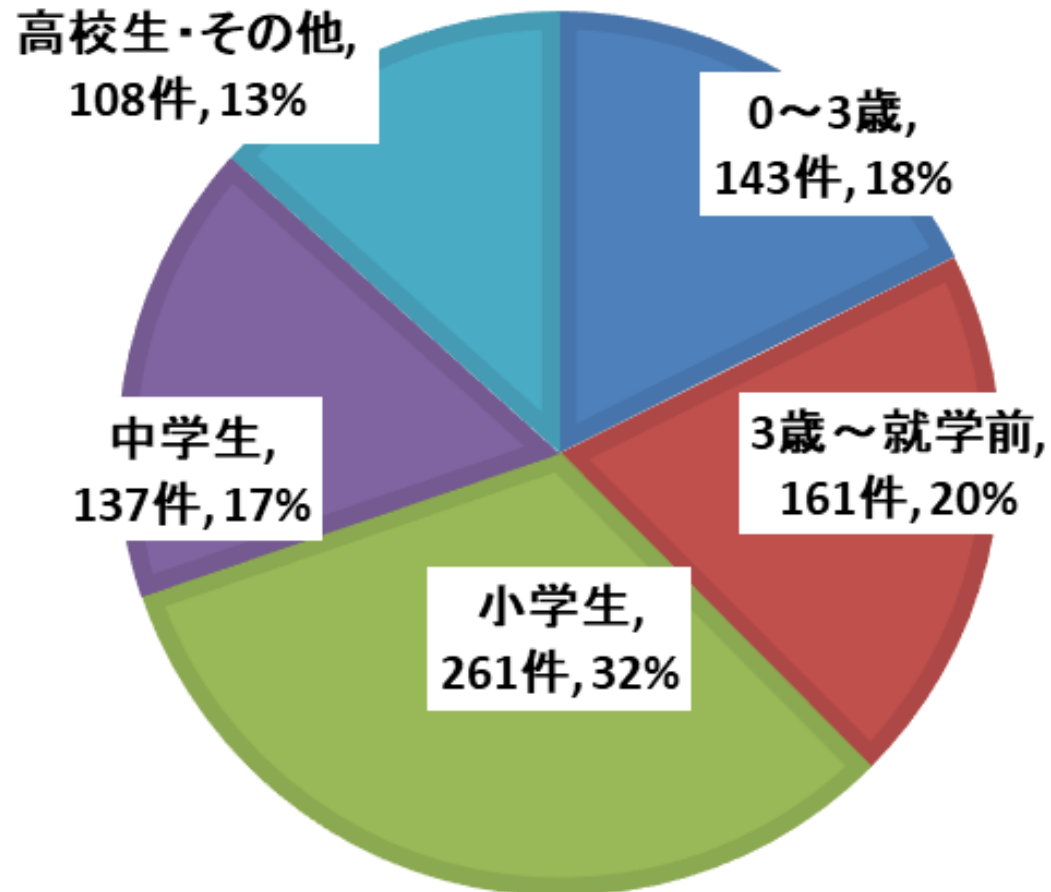
(中央こども家庭センター)

○ 心理的虐待が457件と最も多い。次いで、身体的虐待201件、ネグレクト(保護の怠慢ないし拒否)138件、性的虐待14件と続く。



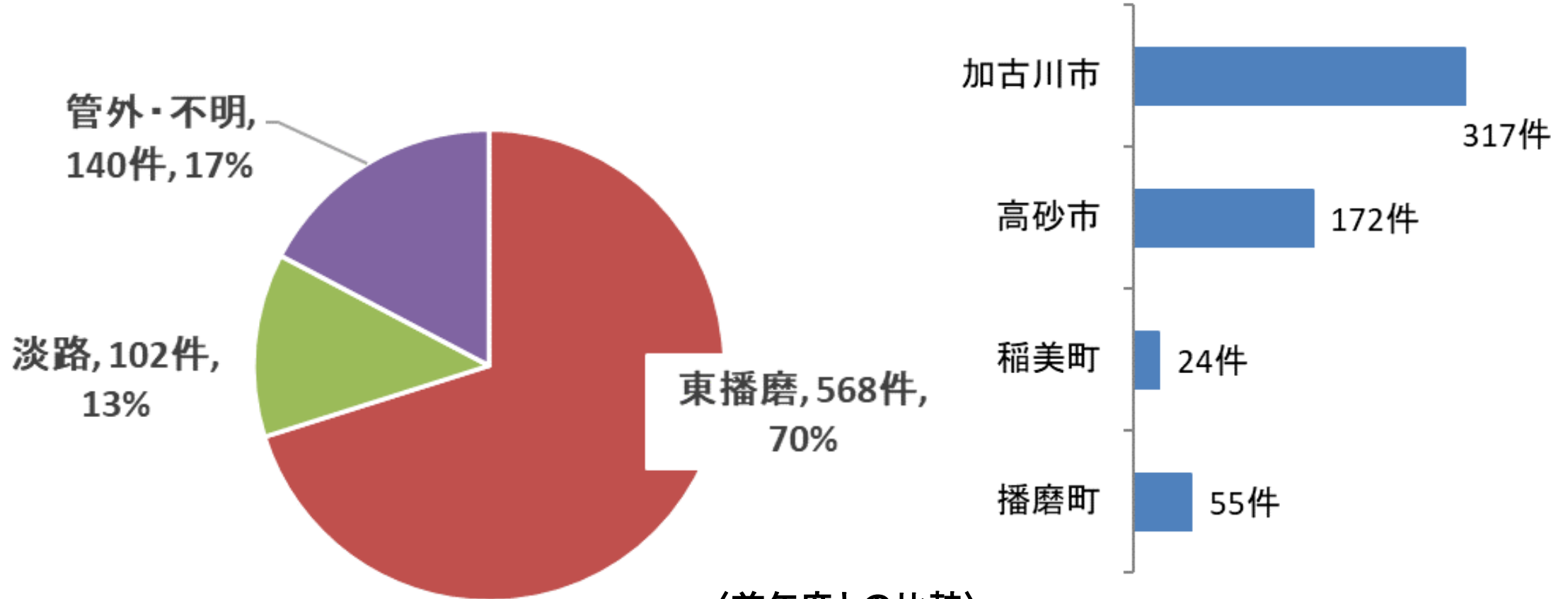
R5年度被虐待児の年齢 (中央こども家庭センター)

- 小学生が261件と最も多く、次いで3歳から学齢前の子ども161件、0歳から3歳未満143件と、小学生以下の子どもが全体の70%を占めている。



R5年度虐待相談管内市町別の状況

(中央こども家庭センター受付分)



〈前年度との比較〉

東播磨地区 626件 → 568件
加古川市 305件 → 317件

(参考) R5年度児童虐待相談の対応状況 (中央こども家庭センター)

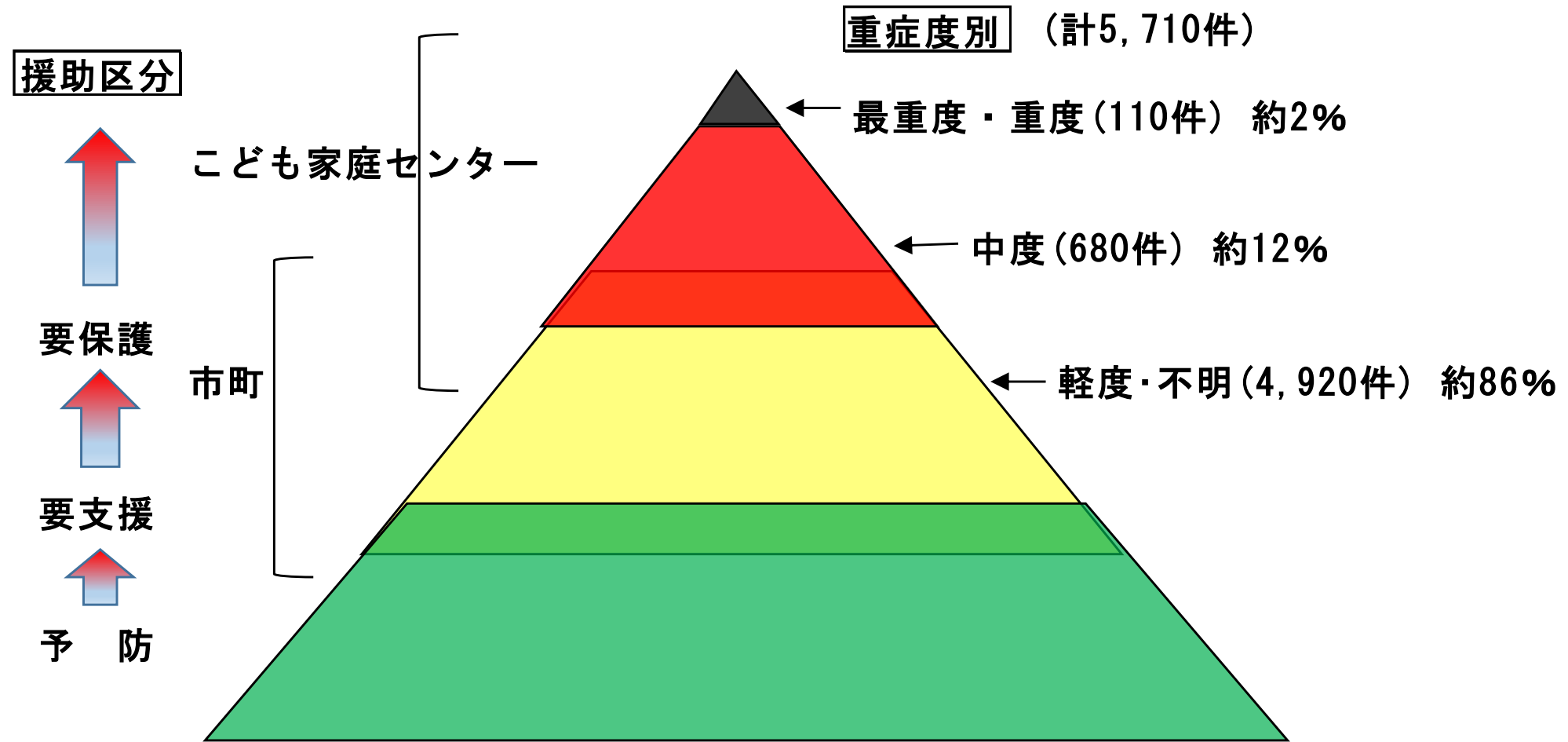
- ・虐待相談として受け付け、対応した事案のうち
 - 一時保護は 103人(約13%) (注) 割合は受付人数で除した数値
 - ※一時保護所28人、一時保護委託75人(重複あり)
 - 施設入所・里親委託は 15人(約2%)
- (速報値)

受付件数 対応件数	一時保護	施設・里親委託	在宅支援 (一時保護中を含む)
810件 869件	103人(13%)	15人(2%)	854人(98%)

- ・「要保護児童」として通告を受けた相談の多くは、地域、在宅で、継続して支援していかなければならない。

児童虐待相談 重症度別（R4年度・兵庫県）

- こども家庭センター対応の「軽度」の割合は約9割を占める。



（参考） 県所管市町の虐待相談対応件数（R3） 8,924件 県の約1.5倍

児童の福祉を保障するための理念の明確化

【平成28年6月3日公布・施行
・児童福祉法】

考え方

- 児童福祉法の理念規定は、昭和22年の制定当初から見直されていない。
- ← 児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明らかでない。

改正法による対応

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を明確化する。
- 児童を中心に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体（都道府県・市町村）が支えるという形で、その福祉が保障される旨を明確化する。

改正後 ※下線部が改正部分	改正前
第一条 全て児童は、<u>児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</u> 第二条 全て国民は、<u>児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</u> ② <u>児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</u> ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。	第一条 <u>すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> ② <u>すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u> 第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

家庭と同様の環境における養育の推進

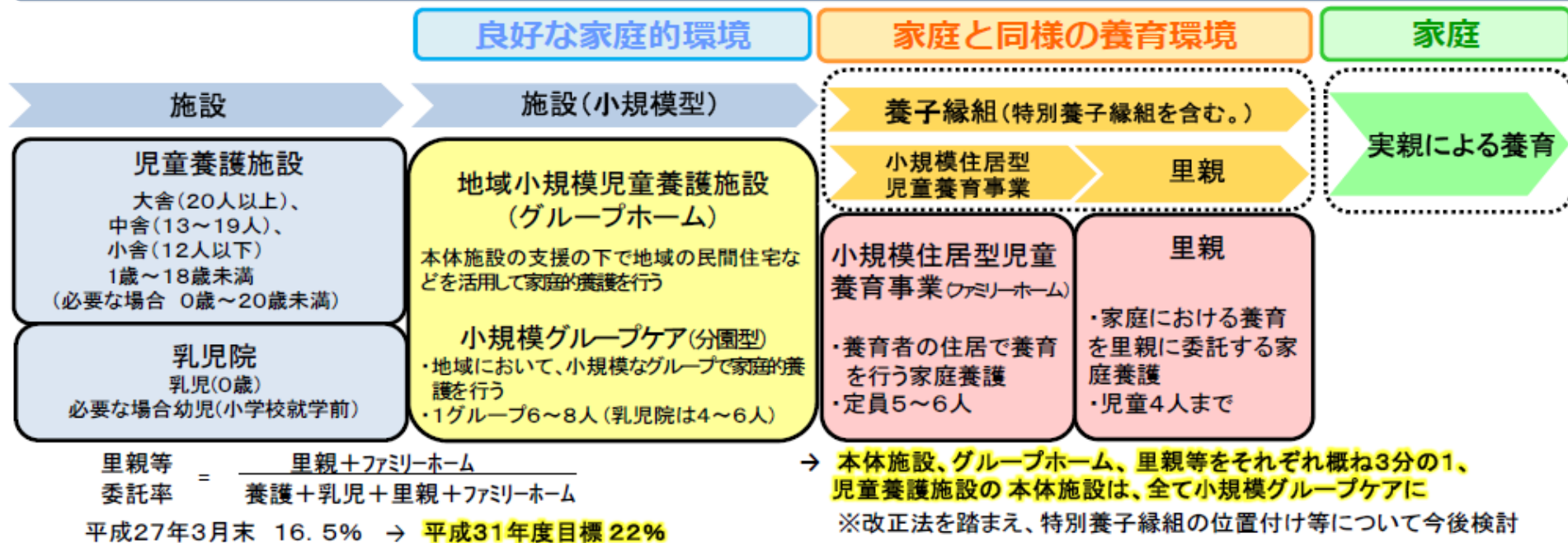
【平成28年6月3日公布・施行
・児童福祉法】

考
え
方

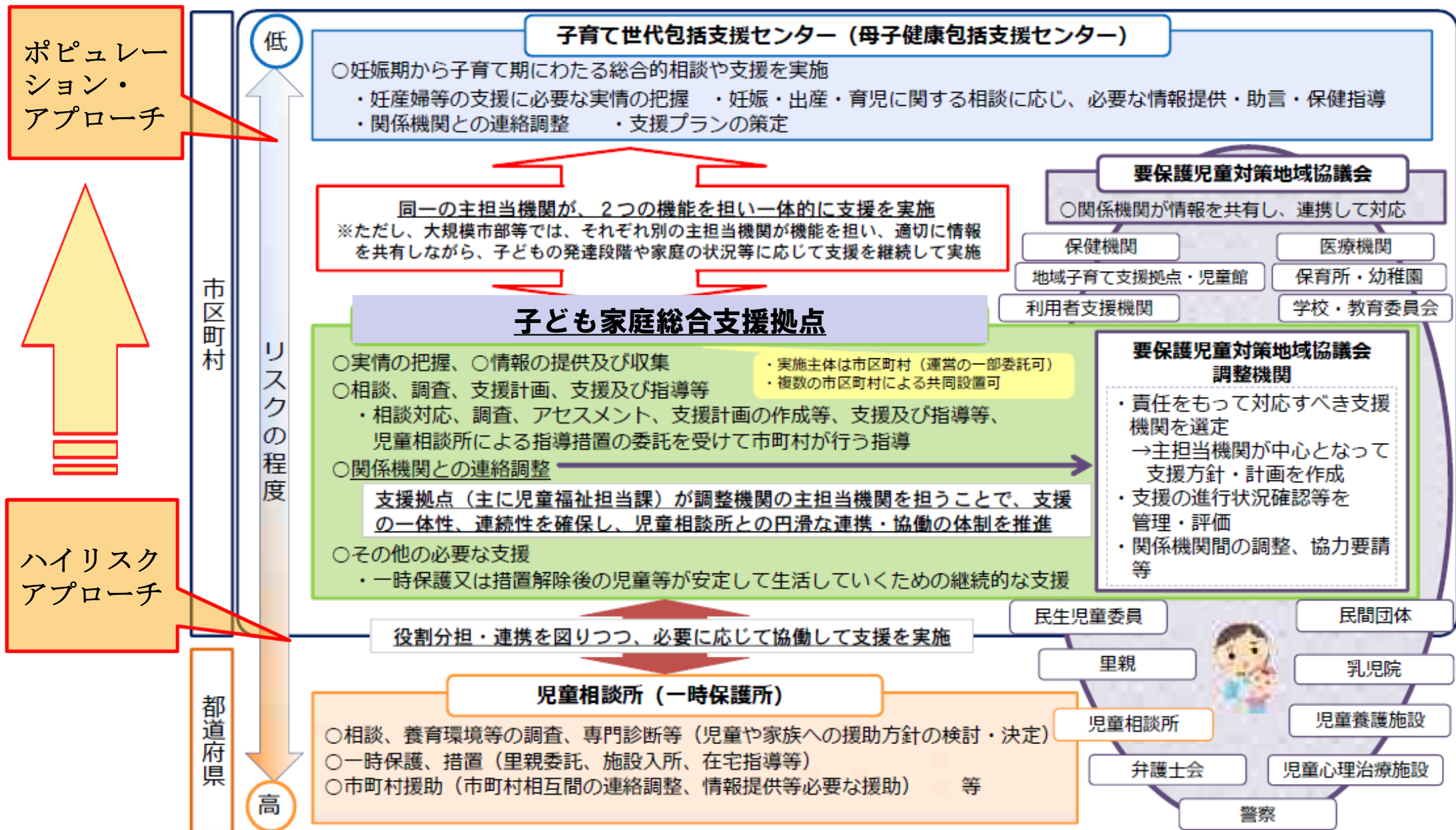
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ案）



新しい社会的養育ビジョン(H29.8)

- 平成28年児童福祉法改正により明確化された **「家庭養育優先」**の理念等の具体化

- 1 市区町村を中心とした(子ども家庭)支援体制の構築
- 2 児童相談所の機能強化と一時保護改革
- 3 代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して、
乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの
施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化
(里親委託促進:就学前の里親委託率75%以上等の高い目標)
- 4 永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底(特別養子縁組推進)
- 5 代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底



R4～阪神北地域(川西)に一時
保護所の整備(R7開設予定)



兵庫県
H30: 19.3% → R11: 47.8%



R6年度
中間年の見直し

〈R2年3月策定〉

県社会的養育推進計画(R2～R11年度)の推進

(参考) 代替養育を必要とする子ども数見込み (県社会的養育推進計画・R11年度目標)

〔単位：人〕

年 区 齢 分	乳児院	児童養 護施設	里親	ファミリー ホーム	合計	里親等 委託率 (%)
3歳未満	43	3	58	0	104	55.8
3歳～ 就学前	9	90	85	10	203	46.8
学童期 以降	0	474	360	62	896	47.1
計	52	576	503	72	1,203	47.8

※計画策定時(H31.3.1時点)、代替養育を必要とする将来の要保護児童数の見込みを1,200人程度と見込む(神戸市分を除く。)

社会的養護の現状（令和6年3月末）

〔単位：人〕

児童養護施設	<u>599</u>	(122)
乳児院	<u>69</u>	(15)
里親等委託	<u>237</u>	(50)
児童自立支援施設	35	(7)
児童心理治療施設	62	(10)
計	<u>1,002</u>	<u>(204)</u>

里親等委託率
④25.1%→⑤26.1%

※県所管7こども家庭センター分の合計（神戸市、明石市を除く・
障害児入所施設等（115人）を除く入所施設）

※うち中央こども家庭センター分を（ ）書き

ケアリーバーへの新たな支援方策 (R6年度・兵庫県)

- ① ケアリーバー当事者の声（実態把握調査）、有識者の意見を踏まえ、ケアリーバーに寄り添う支援方策を推進。
- ② こどもたちの選択肢を広げ、歩みに寄り添い、退所後も公民連携のつながりで安心を支える体制を構築。



他県(T市)の検証事例 (R6年3月報告)

- ・ R5年5月、T市において、当時4歳女兒が救急搬送(脳出血・心肺停止状態)され、緊急手術が行われたが、翌朝死亡。病院からの通告を受理。(6月、母は傷害致死容疑で逮捕。)
- ・ 児童相談所が、母子に対し、H31年2月出生時から(母が「このとりのゆりかご」(K市)に預ける、K市からケース移管)、また、乳児院入所時から、養護相談(母親の養育不安)としてR3年3月の家庭復帰まで関わる。
- ・ R元年6月、児童相談所とT市が家庭訪問。親族の援助、養育環境を整えることを条件に家庭復帰をめざす方針決定、県内乳児院に変更。T市要対協報告(母は祖父母に出産を伝えず)。
- ・ R2年11月、母から母方叔母経由で祖父母に話した旨の連絡。以降、母と祖母が児童と面会交流(外出・外泊を複数回実施)
- ・ R3年3月、保育所の4月入所の決定を受け、乳児院を退所。家庭復帰後は児童家庭支援センターが主にフォローアップ対応の方針。
- ・ R4年2月、児童相談所が保育所から通告を受理(両頬、両耳に痣)。児童相談所が母へ連絡して再相談の対応。母は虐待通告がショックなどと話し、保育所欠席(通告後約2週間)。
- ・ R4年4月以降、支援機関が繰り返し家庭訪問(母子は不在がち)。母は本児の発達を気にしながらも、3歳児健診未受診、保育所は休みがち。R4年5月～ モニター事業者が保育所訪問等を継続。
- ・ R5年5月まで約10か月、支援機関が児童を現認できない状況が続く中、事件が発生。

他県(T市)の検証報告・課題2-1

I-1 周産期の状況から把握する親の養育力の見立て(アセスメント)の課題

I-2 乳児院入所から退所までの課題

- (1) 本児の情報管理の不十分さ、
- (2) 家庭復帰の判断における客観的視点の不足、
- (3) 母子の愛着形成の重要性についての関係機関間での認識不足、
- (4) 乳児院退所前の引継ぎの不十分さ、
- (5) 施設から在宅に処遇を移行する時の児童相談所の終結の仕方の不備

II-1 乳児院退所後の養育上の問題に対する評価と支援と連携の課題

- (1) T市要対協における情報の共有及び管理の不十分さ
- (2) 家庭復帰の初期段階における見立ての甘さ及び対応の不十分さ

II-2 体重減少など間接的に不適切な養育を疑わせるデータの扱いの課題

他県(T市)の検証報告・課題2-2

Ⅱ-3 虐待通告とそれに対する児童相談所の初期対応の課題

(1) 虐待通告に対する**初期対応の手順**と**リスクアセスメント**の問題

(2) 十分活用されているとはいえない**AI**(※)について

※ AI分析により、県独自のリスクアセスメントシートの項目等がよく似た傾向を示すケースについて、「過去の保護率」を示すことができるシステムがICTシステムとして導入されていた。しかし、「一時保護を行わない」判断の過程において、AIの分析結果は確認されなかった。

Ⅲ-1 虐待通告処理後から完全不登園となるまでの支援の課題

(1) 母からの**SOS**に対する**児童相談所の対応途絶**

(2) T市による**母への養育支援の不備**

AIの保護率 39%評価

Ⅲ-2 完全不登園から死亡に至るまでの**危機意識**の課題

(1) **状況の悪化**に応じた**危機意識**の不足

(2) **対面(目視)**による安全確認の懈怠

(3) **きょうだい児**とは異なる被虐待リスクの考慮不足

(4) **モニター事業**(※)の利用目的等の不明確性

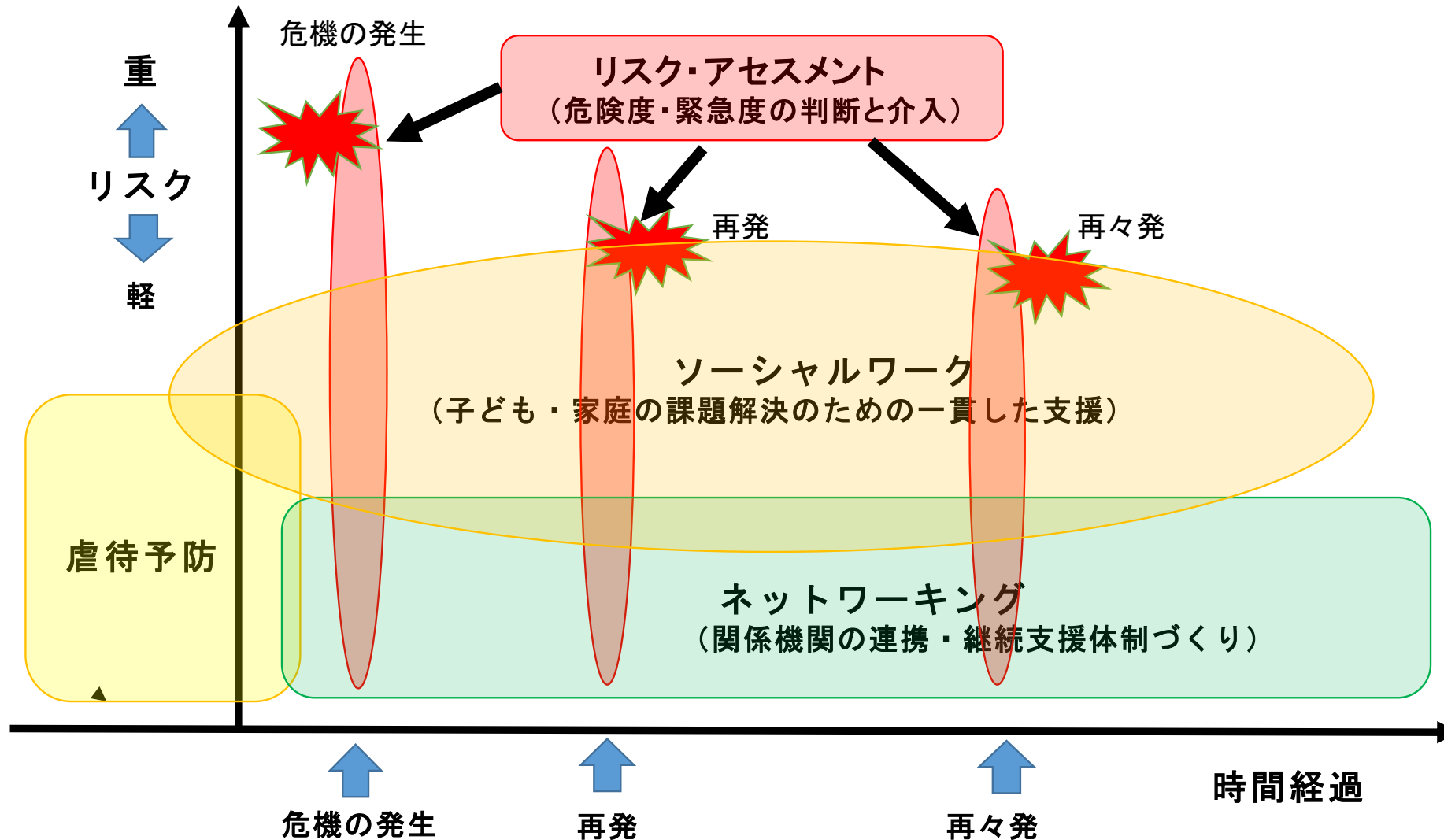
※ 児童相談所長の指示により、主に社会福祉法人の職員で一定の経験年数を有する者が、市内に居住する対象児童が在籍する保育所、幼稚園、学校等を訪問し、児童や保護者の状況、家庭環境の変化等に関する情報収集を行うもの。(本事例 R4年5月～保育所訪問)

他県(T市)の検証報告・提言

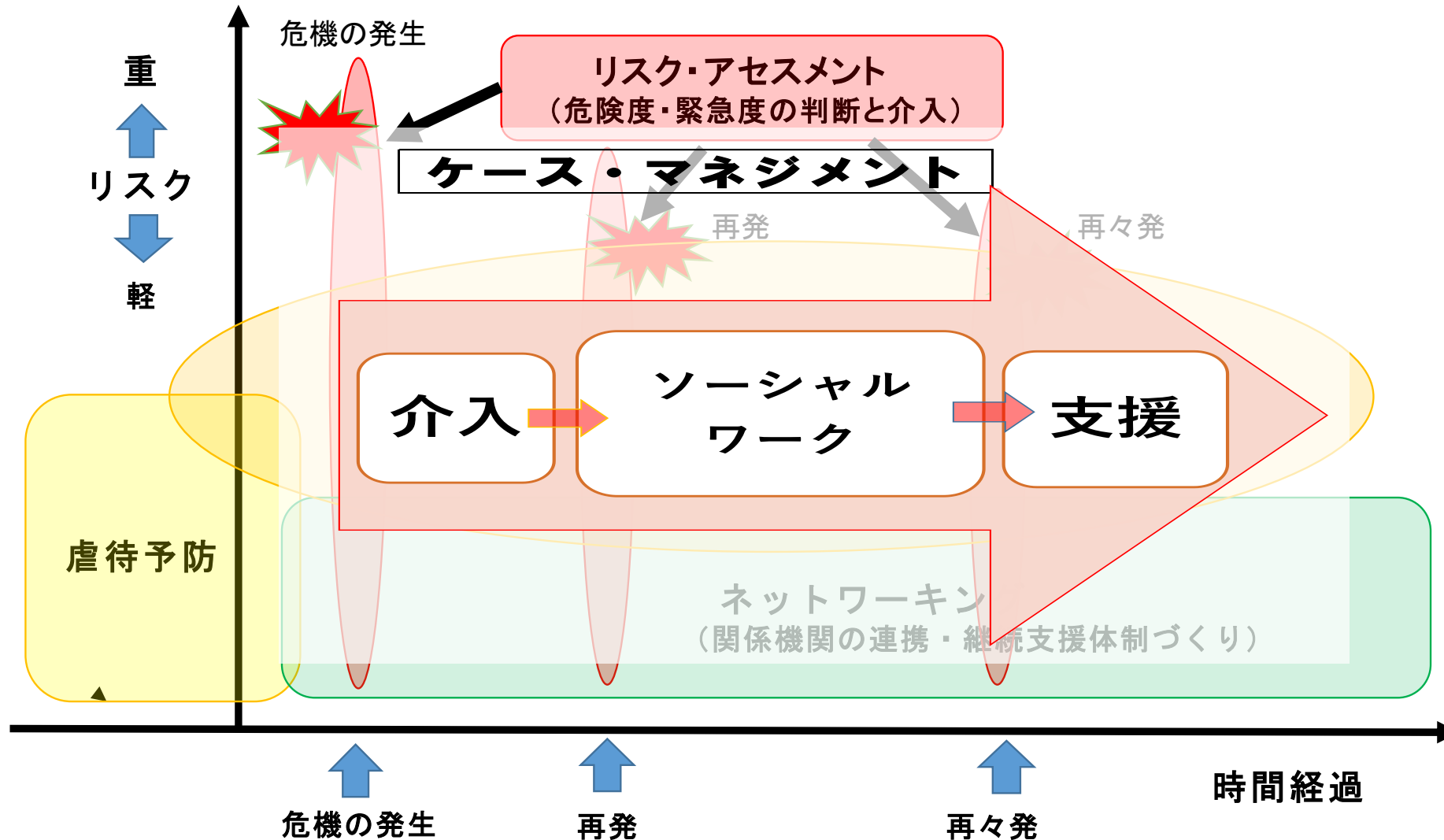
再発防止に向けて(提言)

- I-1 周産期における虐待のリスクの多角的な見立てと要支援妊婦(特定妊婦)への実質的な相談・支援体制の充実
- I-2 要支援家庭に関する情報の適切な管理と乳児院退所児の関係機関の実質的な連携体制の構築
- I-3 社会的養護下の子どもの権利擁護の観点を重視した養育支援の推進
- II-1(1) T市要対協における適切な情報の共有及び管理を行う仕組みの構築
- II-1(2) 「寄り添う」支援の大切さと支援計画を策定する知識とスキルの向上
- II-2 身体症状の経時的変化に関するデータの適切な管理とその変化に対する要因の理解
- II-3 一時保護の判断における客観的根拠に基づいた安全確認とAIを含むITの有益な利用の促進
- III-1 周産期の状況からの一貫したアセスメントに基づく確実な支援の実施
- III-2(1) 状況変化に応じたリスク再評価の確実な実施
- III-2(2) ケース担当者の育成及び業務サポート体制整備
- III-2(3) 対面による観察を基本とした安全確認の徹底
- III-2(4) モニター事業利用の目的・方法の明確化と適正な運用

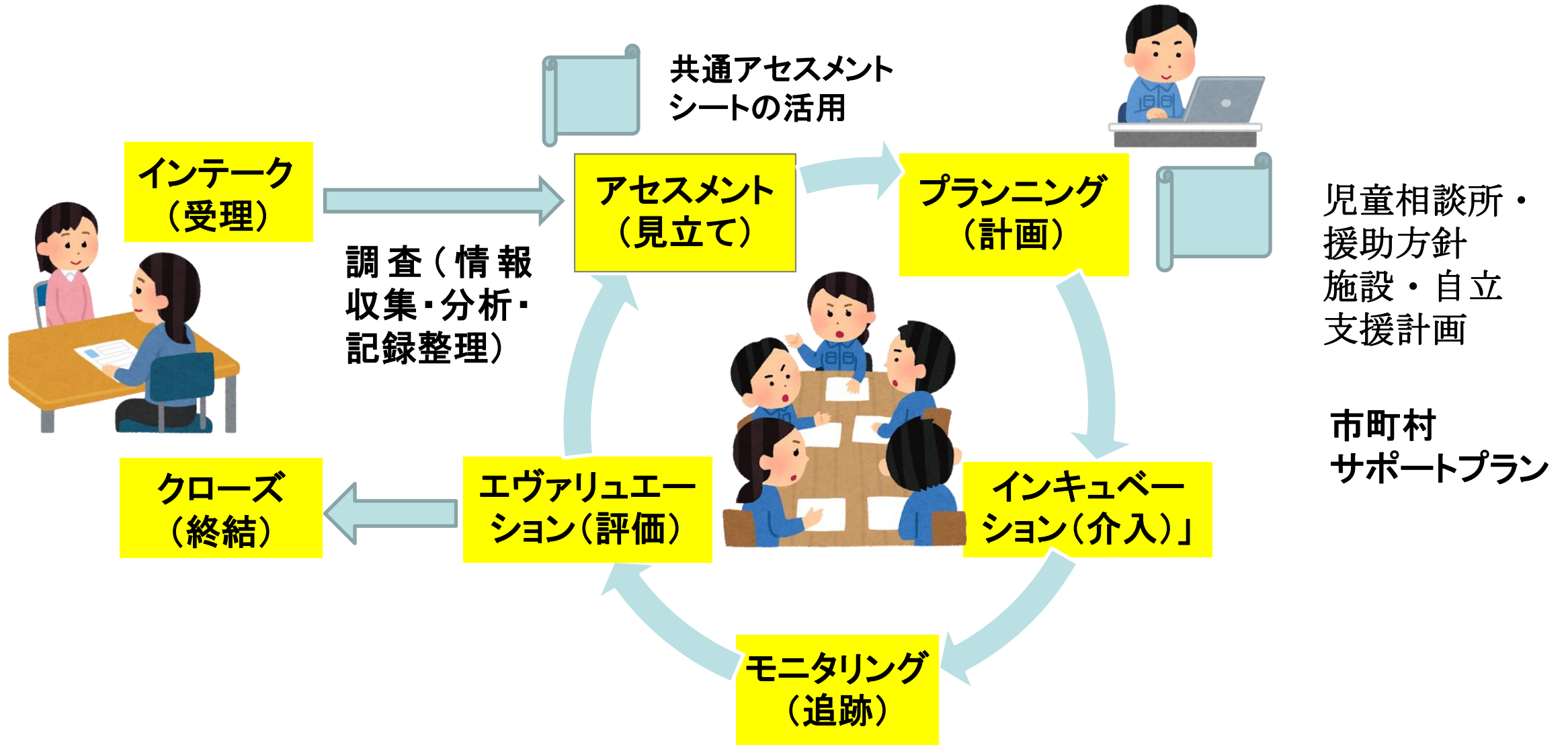
児童相談所・市町の虐待対応機能(イメージ)



児童相談所・市町の虐待対応機能(イメージ)



(参考) ケースマネジメント・モデル

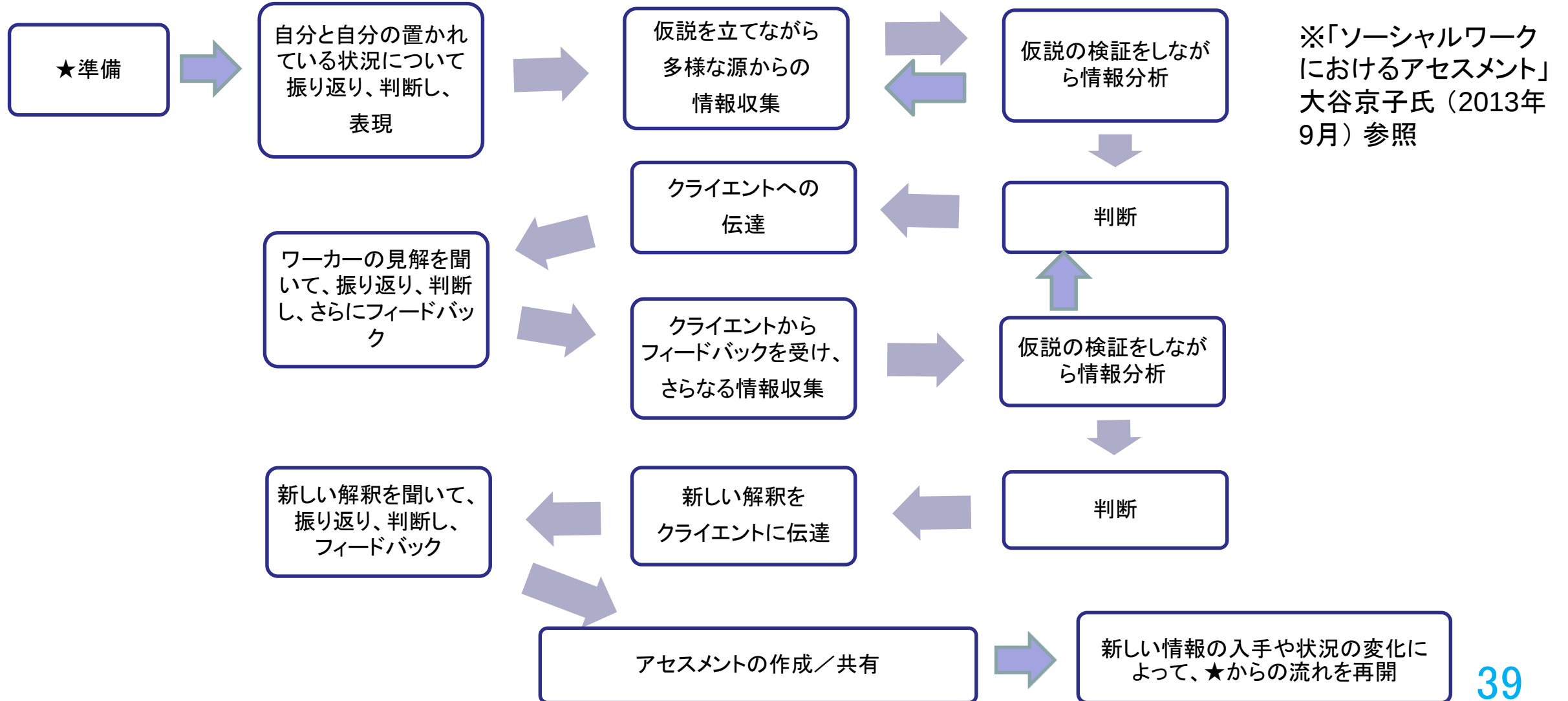


(参考) アセスメントプロセスのモデル

クライアントの行為/思考・認識

ソーシャルワーカーの行為

ソーシャルワーカーの思考・認識



～新たな児童福祉システム の構築に向けて～

地域共生社会

子ども家庭福祉の
地域包括的・継続
的支援体制へ

○子どもの権利擁護システム

○市町主体のソーシャルワーク支援
(市町「こども家庭センター」)

こども基本法
改正児童福祉法
の施行

子どもの視点に立ったソーシャルワーク
支援（アセスメント機能強化を含む）

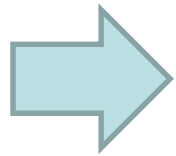
「ソーシャルワークによる支援」の定着強化

- ・ケース・マネジメントの実践
- ・ケース・アセスメントプロセスの定着
- ・ネットワーキングのさらなる強化

参考資料

法制度の動き(令和4年度)

- こども基本法**の成立(令和4年6月22日公布・**令和5年4月1日施行**)
福祉・教育・司法 それぞれの個別法による子どもの権利擁護



国の基本方針、理念及び子どもの権利保障のための
原理原則が定められる

- 児童福祉法**等の改正法の成立(令和4年6月15日公布)
※一部(一時保護開始時の司法審査)を除き**令和6年4月1日施行**

- 民法**(親子法制)等の改正法の成立(令和4年12月16日公布)
※懲戒権に関する規定等の見直しは公布日から施行
嫡出推定規定の見直しは、施行日以後に生まれる子に適用

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

令和3年12月21日閣議決定（抜粋）

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の
視点に立った政策立案

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、**こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映**。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。**子育て当事者の意見を政策に反映**。

全てのこどもの健やかな成長、
Well-beingの向上

- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の**一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育**を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの**居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態(Well-being)で成長**できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。

誰一人取り残さず、
抜け落ちることのない支援

- ◆ 全てのこどもが、施策対象として**取り残されることなく**、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。**問題行動はこどもからのSOS**。保護者自身にも**支援が必要**。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに**関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援**。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、**こどもにとって適切な場所に向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援(訪問支援)**の充実。
- ◆ SNSを活用した**プッシュ型の情報発信**の充実。

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル(評価・改善)

- ◆ 様々な**データや統計を活用**するとともに、**こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用**し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

こども施策の基本理念

基本法: 施行期日: 令和5年4月1日

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進する。(第3条)

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・**基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること**
- ② 全てのこどもについて、**適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、**十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保**
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

(参考) 「児童の権利に関する条約」4つの原則

条約の基本的な考え方は、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切です。「こども基本法」(R4年(2023年)4月施行)の基本理念として取り入れられています。

- 1 差別の禁止(差別のないこと)
- 2 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- 3 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- 4 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

児童福祉法等改正（R4年6月）の趣旨について

虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、また令和2年度には児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超えるなど、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。（中略）

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、**児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進**するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とした（改正児童福祉法が成立した）。

※厚生労働省HPより

児童福祉法等の一部を改正する法律(主なもの)

(R4.3.4国会提出、R4.6.15公布、一部を除き、R6.4.1施行)

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ① 市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。「こども家庭センター」は、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。

※「こども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を見直し。

- ② 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。
これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

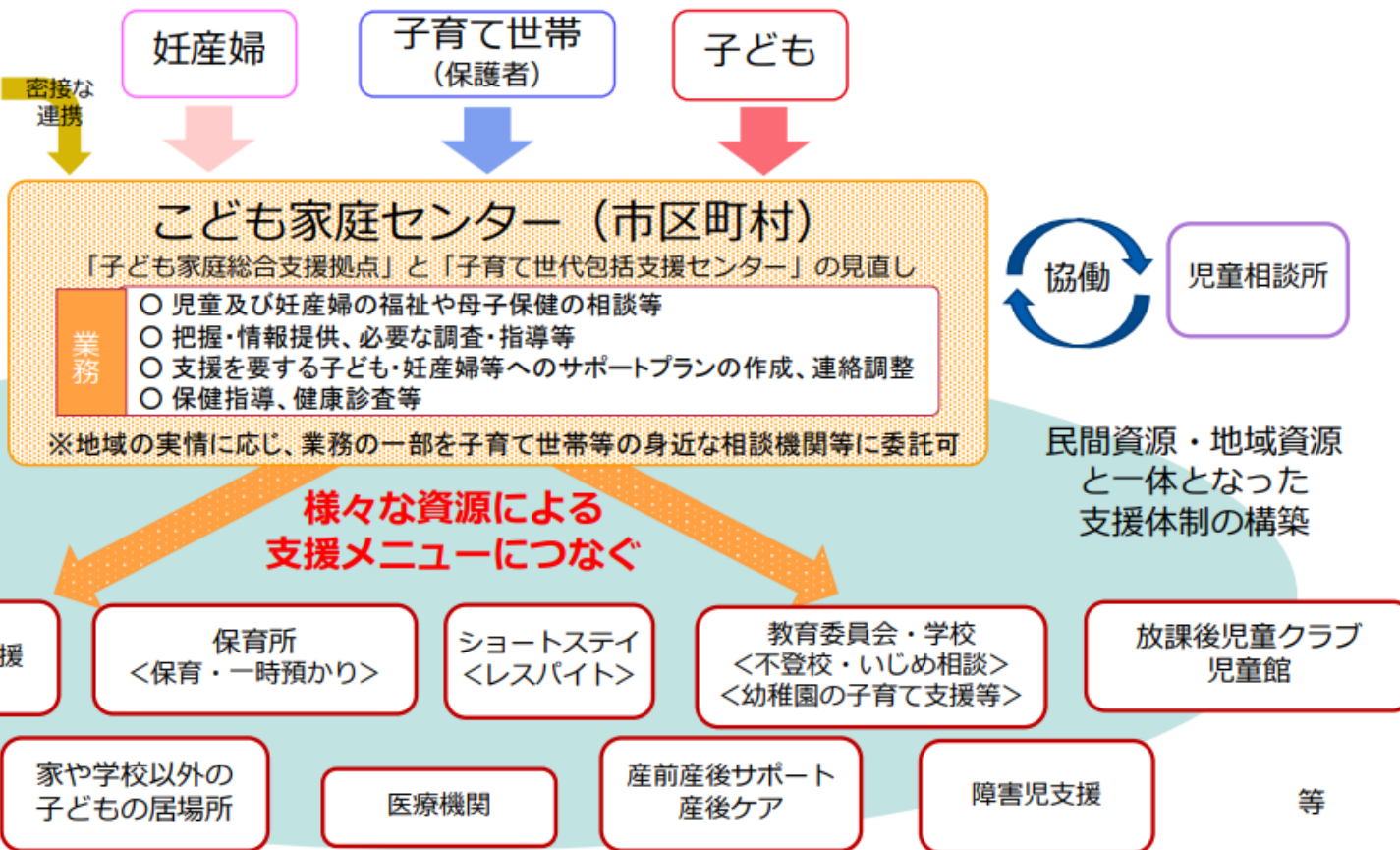
地域子育て相談機関

妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関

- 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う施設・事業を行う場を想定。

- 市町村は区域ごとに体制整備に努める。

※ 令和4年度に調査研究を実施し、以下を検討
・子育て世帯と継続的につながるための工夫
・こども家庭センター等との連携方法等



- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

新設

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
 例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
 例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
 例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

拡充

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、 困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 【児童福祉法】

- ① 一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、「里親支援センター」の児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ② 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する 自立支援の強化 【児童福祉法】

- ① 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限(22歳までの期限)を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ② 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

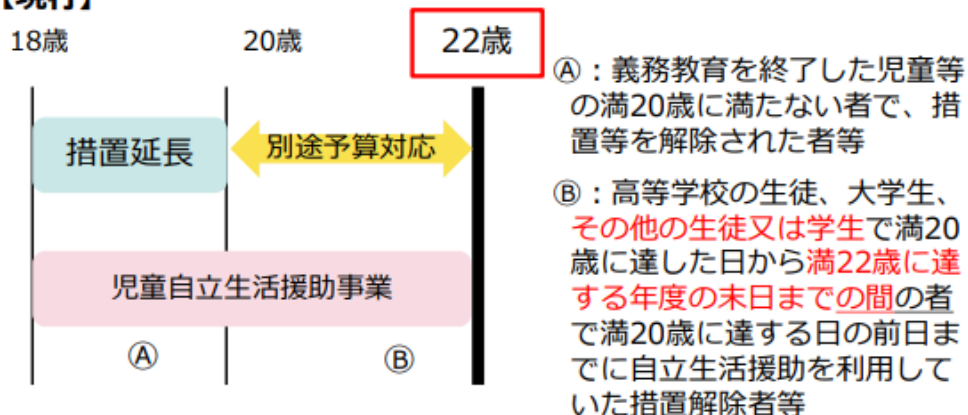
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等の間の相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

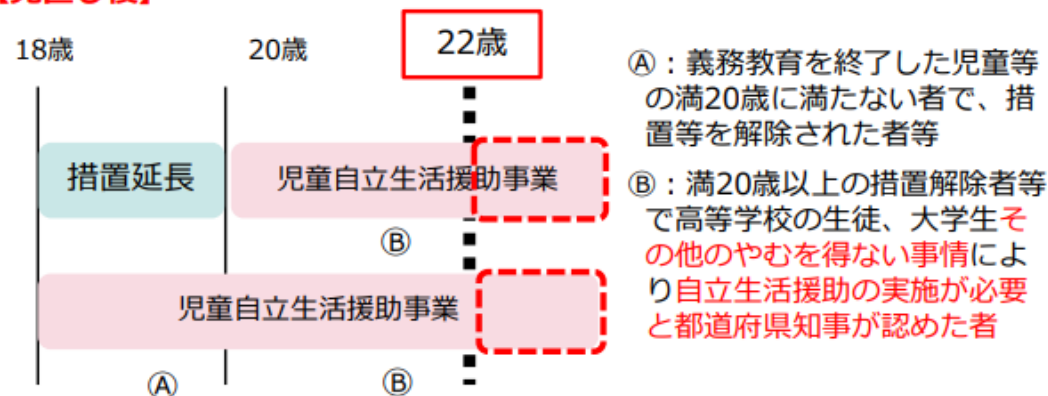
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【現行】



【見直し後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
 - ※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。

都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

(参考) 子どもの意見表明支援事業 (兵庫県・R3年10月～)

県弁護士会に委託し、子どものための弁護士(意見表明支援員)を派遣し、子どもの意見・意向を踏まえ、必要な処遇を検討。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

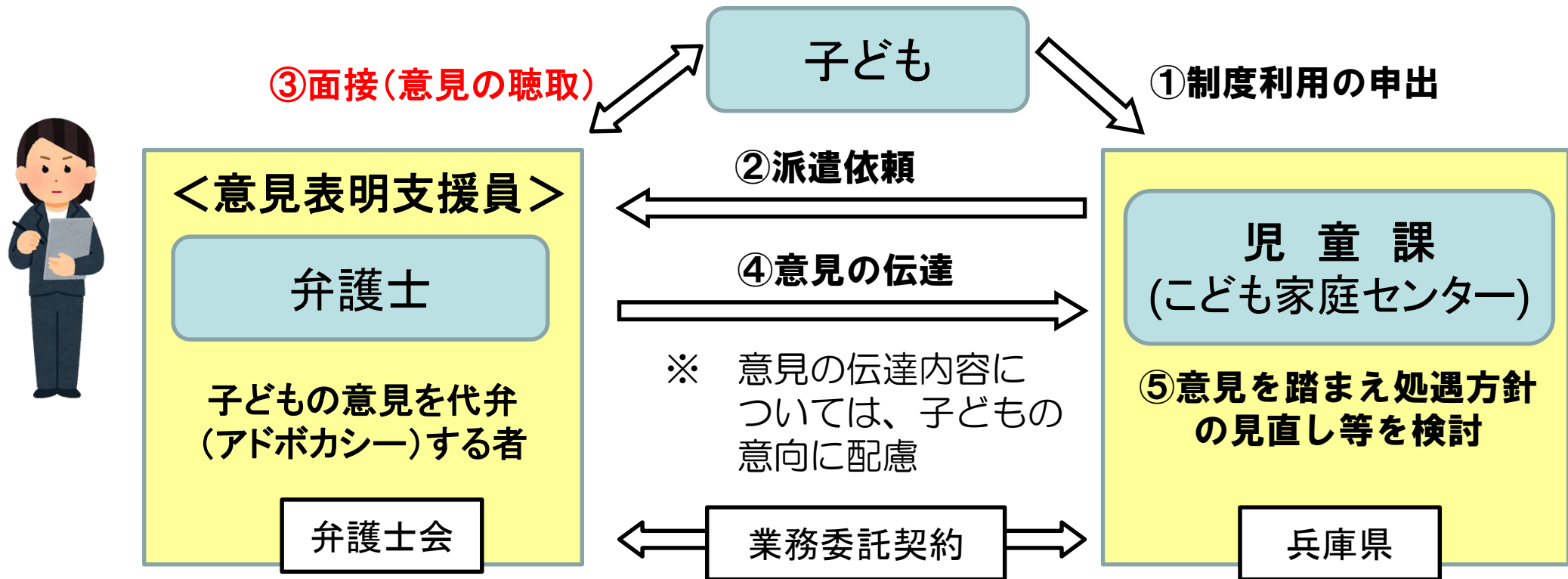
【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

※本事項の施行日は、公布後3年以内で政令で定める日

子どもの意見表明支援事業

(兵庫県・令和3年10月から)



【活用が想定されるケース】

- 一時保護中、センターの対応等と子どもの思いが異なる場合、一時保護が長期化した場合
- 施設入所、里親委託等中の子どもで、施設での生活に疑問を持っている場合
- その他、被措置児童虐待等が発生した場合など

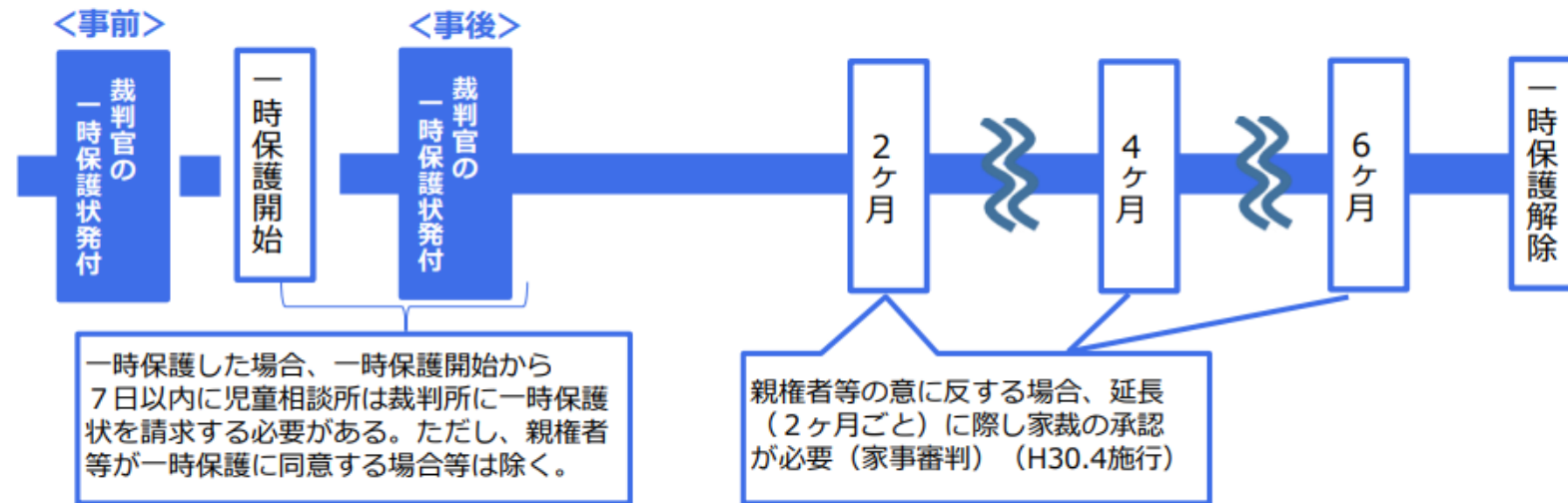
※ 令和3年度:対象児童を一時保護(委託)児童に限定して事業実施
令和4年度:施設入所児童・里親委託等児童を含めて運用開始

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）

<一時保護所の設備・運営基準の策定等>

- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、新たに設備・運営基準を策定し、下記の内容を規定する。
 - ・ 平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
 - ・ 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護所が第三者評価を受けることとする。
- 児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。



6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

こども家庭ソーシャルワーカー
(児童福祉法施行規則第5条の6の8)

- ※ 当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
- ※ 認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化) 【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

- ※ 保育士の登録禁止
禁固以上の刑の場合、期限なし。それ以外は登録取消してから3年(教員と同じ)。

兵庫県の取組み状況

「ひょうごビジョン2050から」(令和4年3月策定)

5つのめざす社会

Ⅲ だれも取り残されない社会

- ⑦ みんなが生きやすい地域
- ⑧ 安心して子育てできる社会
- ⑨ 安心して長生きできる社会



＜兵庫県福祉部での取組み＞

- ・兵庫県ヤングケアラー支援推進方策の策定(R4年2月)
- ・課題を抱える妊産婦支援プロジェクト(R4年8月)
- ・社会的養護経験者(ケアリーバー)の自立支援 等

兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策

～ケアを担う子ども・若者たちが“取り残されることがない社会の実現”を目指して～

<現状・課題>

R4年2月・兵庫県HP資料より抜粋

- ケアラー・ヤングケアラーは、周囲も気づきにくく、本人や家族の自覚のないまま表面化せず、必要な支援が行き届いていない。
- 県が実施した福祉機関調査では、ヤングケアラーであることを認識していると回答があったのは14.3%であり、社会的な認知度が低く、適切な支援につなげるためには社会的認知度の向上が重要である。
- ケアラー・ヤングケアラーに対する具体的支援策や支援につなぐための窓口が明確でなく、福祉、介護、教育関係者の研修も十分に行われていない。

<対象者>

最も支援が必要な10代以下、そして学業のみならず、就職や結婚への影響が懸念される概ね20代以上30歳台前半までを対象とし、18歳未満の子どもである「ヤングケアラー」、18歳以上概ね30歳台前半までの者を「若者ケアラー（以下ケアラー）」という。）として主な支援の対象とする。

<基本的な考え方>

- ケアラー・ヤングケアラーの支援にあたって、県は、教育や高齢、障害、疾病、生活困窮などの既存事業や関連施策の活用をベースとしつつ、ケアラー・ヤングケアラーへの支援の視点を取り入れ、福祉サービス等の必要な支援につないでいく。
- 本検討委員会の提言を踏まえて実施される新たな事業等については、これらの既存事業や関連施策、さらに各市町や関係機関との幅広い連携によりケアラー・ヤングケアラーの支援体制を構築していく。

- 
- 兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口を開設（R4年6月～）専用TEL.078-894-3989
 - ヤングケアラー配食支援モデル事業を実施（R4年10月～）

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

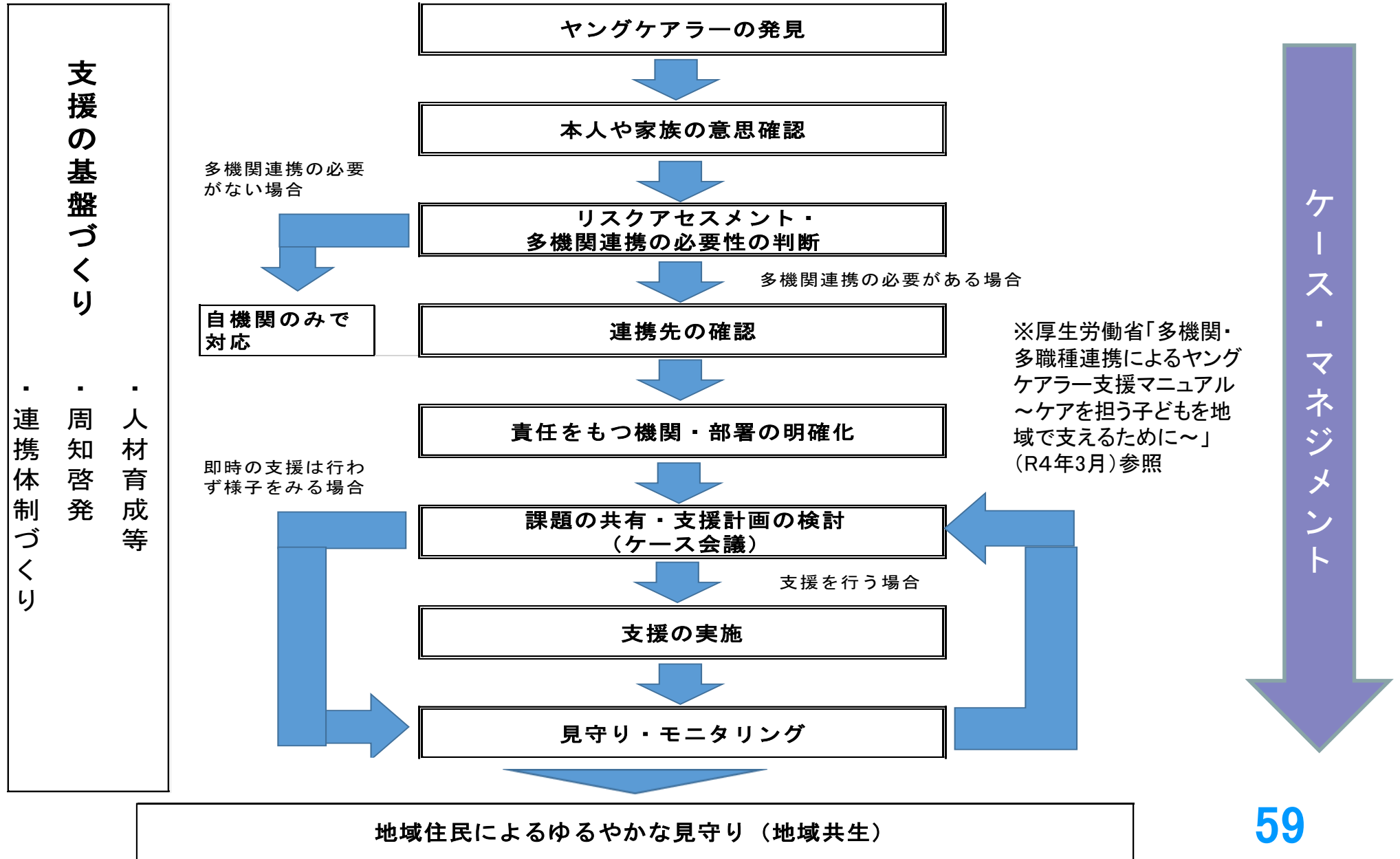


障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

※こども家庭庁所管(令和5年4月1日)

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ヤングケアラー支援の一般的な流れ



「連携支援十か条」(2-1)

- 1 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 2 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 3 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 4 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 5 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること

「連携支援十か条」(2-2)

- 6 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 7 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 8 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 9 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まい場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 10 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

※厚生労働省「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(R4年3月)参照

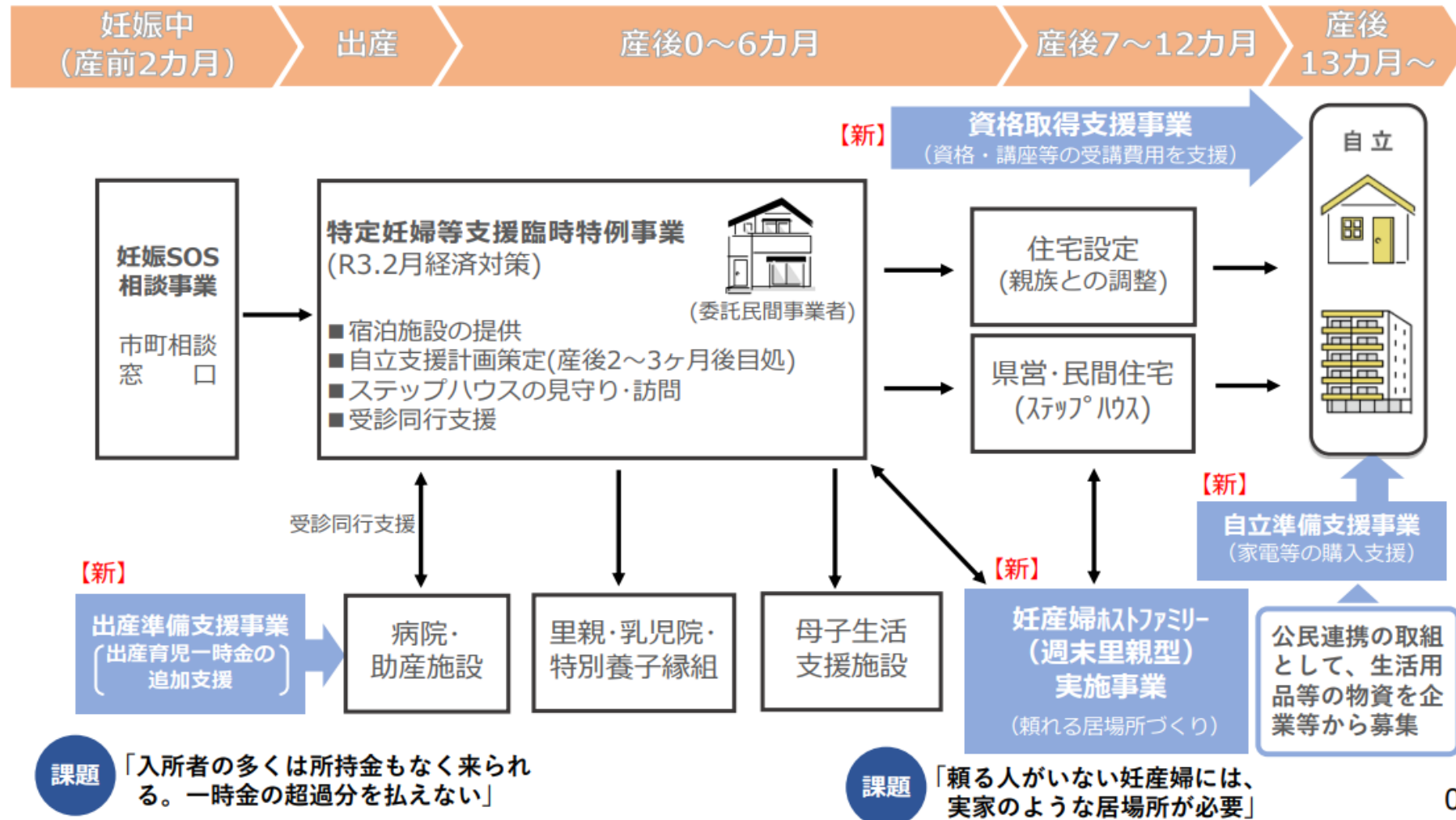
ヤングケアラー支援

本人や家族の意思を確認する際のポイント

- 虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重する。必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけではないため、ヤングケアラー本人や家族の想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けるだけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減すると考えられる。
- ヤングケアラー本人や家族は、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割がある。また、家族が子どもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もある。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの想いやプライドを尊重する姿勢は極めて重要である。

※厚生労働省「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(R4年3月)参照

6月から開始した特定妊婦等支援臨時特例事業の実施上の課題等に迅速に対応し、課題を抱える妊産婦への支援をさらに強化するため、ふるさと寄附金を活用した応援プロジェクトを展開。

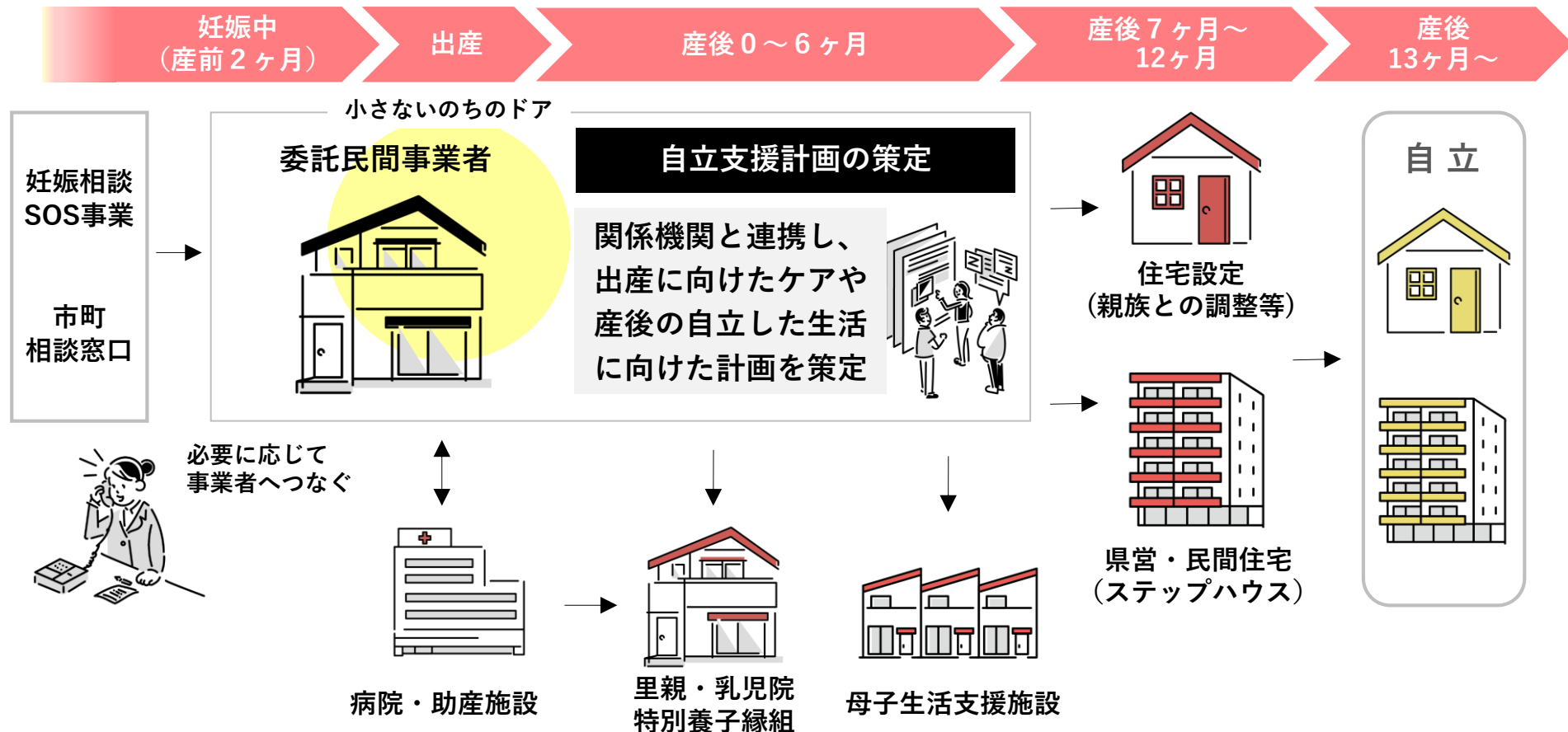


特定妊婦等居場所確保・自立支援事業

神戸市と協調実施

- 予期せぬ妊娠等に悩んでおり、かつ、住む場所がなく支援の必要性が高い妊産婦を受け入れる場所を確保
- 支援コーディネーターや看護師等を配置し、産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談、就労支援を実施
- 自立に向け、県営住宅等をステップハウスとして見守りを含めた支援を継続して実施

公益社団法人小さないのちのドアに委託し、R4年6月から事業開始



(参考) 児童相談所から市町村への事案送致【平成29年4月施行・児童福祉法 児童虐待防止法】

考え方

○ 児童相談所・市町村の間で虐待事案の評価に関する共通基準(尺度)がなく、対応の漏れや、虐待事案の軽重と対応機関のミスマッチが生じている。

← 児童相談所と市町村の間で、初期対応が遅滞なく、見落としなく行われるようにする必要がある。

改正法による対応

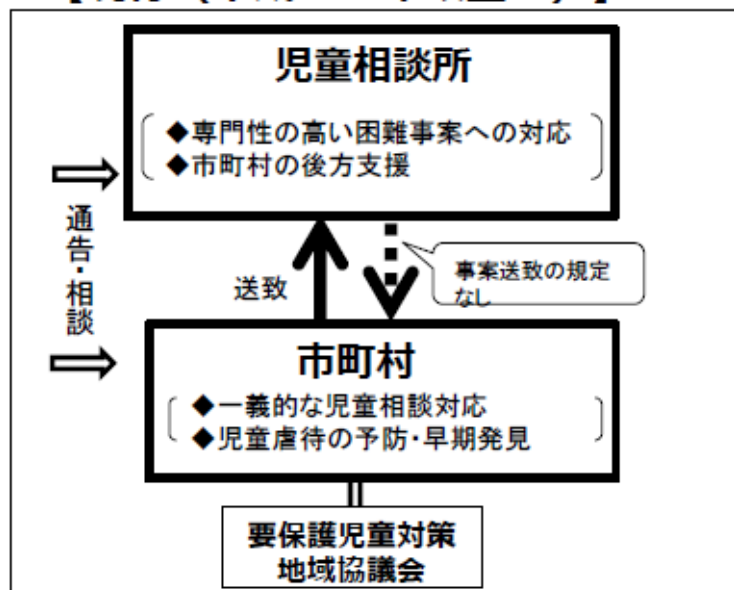
○ 一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設。

※ 改正前の法律においては、市町村から児童相談所への送致のみ規定。

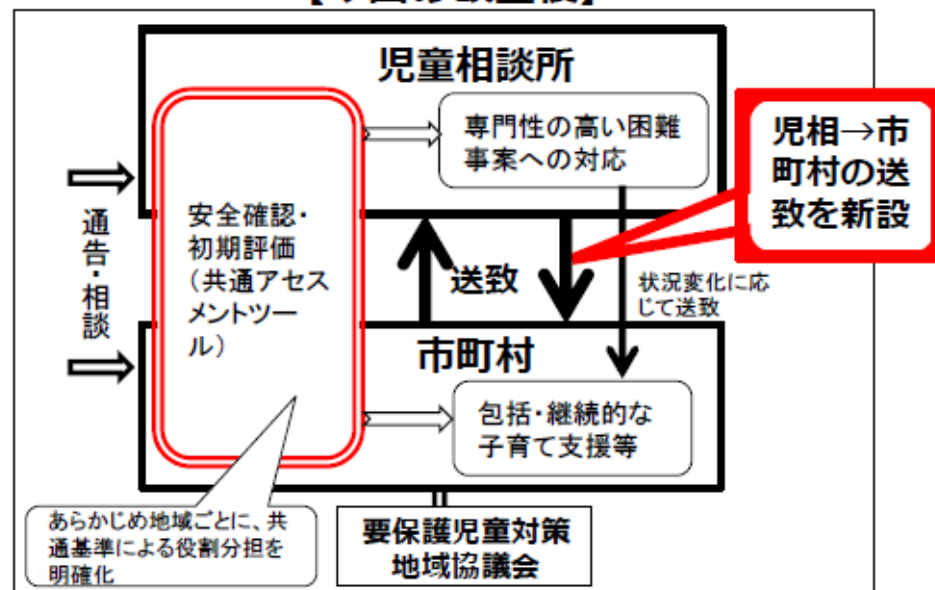
※ 併せて、その前提として、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、あらかじめ地域ごとに、共通基準による役割分担を明確化。(市町村への押しつけにならない仕組みとする。国として共通アセスメントツールを示した上、各地域における児童相談所と市町村との役割分担は、地域の実情に応じて定めることを可能とする。)

※ 併せて、要保護児童の通告の在り方、児童相談所の業務の在り方についても検討。

【現行(平成16年改正～)】



【今回の改正後】



(参考) 共通リスクアセスメントシート(兵庫県版) 抜粋1

	項目	摘 要	把握した状況等	検討時期				ストレングス
		状 況 例		個別 (R .	(R .	(R .	(R .	
虐待の履歴等	相談歴	①入院・②入所・③一時保護・④相談歴		×	－	－	－	
		(①虐待・②非虐待)		×	－	－	－	
	きょうだいの相談	①入院・②入所・③一時保護・相談歴		×				
		(虐待・非虐待)、④不審死、⑤詳細不明						
	虐待の継続性等	①毎日、②週2～3回、③月数回、④何日も放置、⑤繰り返し、⑥常習		△				
子どもの状況	養育者への思い	①怯え・②恐れ、不自然(③緊張・④萎縮・⑤いいなり・⑥密着等)		×				
	精神状態	①自傷・他害、②表情が乏しい、③不安定④排泄・食・睡眠の問題()		×				
	性格・行動面の特徴	①多動、②落ち着きなし、③対人距離感なし、④愛着関係の脆弱さ、⑤暴力的、⑥注意引き		②				
	問題行動	①非行(暴力・家出・盗み・性)、②虚言、③火遊び、④反抗的態度、⑤動物虐待、⑥不登校・怠学、⑦ゲーム等への依存						
	発達及び健康状況	①身体・知的・発達障害(あり・疑い)、②発育不全、③乳幼児検診未・予防接種未						
虐待者の状況	育児養育能力	①養育能力(欠如・不十分・疑問)、②養育の(強い負担感・不安)、③知識不足						
	育児養育意欲	①泣いてもあやさない、②絶え間なく叱る③養育意欲(なし・不十分)、④支配的						
	精神状態	①精神不安定、②自殺企図歴、③衝動的、④攻撃的、⑤服薬管理できない、⑥未熟						

※兵庫県版「共通リスクアセスメントシート」(R2年9月運用開始)より抜粋(様式3-1)

(参考) 共通リスクアセスメントシート(兵庫県版) 抜粋2

	項目	摘 要		検討時期				ストレングス
		状 況 例	把握した状況等	(R .	(R .	(R .	(R .	
虐待者（ ）の状況	依存の問題	薬物依存（①あり・②再発・③疑い・④治療なし）、⑤酔うと暴力、⑥アルコールの臭い						
	虐待の認識	行為を（①否認・②認める）、③しつけ主張 虐待を（①認める・②認めない・③正当主張）						
	困り感・改善の意欲	①改善意欲なし、困り感あるが（②一貫しない、③解決策なし）、④原因を他におく						
	被虐待歴	①被虐待歴あり、②愛されなかった思い、③厳しいしつけを受けた						
世帯状況	居住環境	①著しく不衛生、②家事能力欠如、③転居が多い、④所在不明となる、⑤安全配慮なし						
	経済状況	①ライフライン停止、②生活苦、③多額の借金、④計画性欠如						
	家族形態	①内縁、②一人親（父・母）、③若年夫婦、④ステップファミリー、⑤内夫（婦）が監護						
	父母の関係	①離婚（調停中・審判中）、②別居、③夫婦不和、④DV（保護命令あり・なし）						
	保護者との同居	①虐待者とのみ同居、②子を守る人がいない、虐待者に（③同調・④黙認・⑤傍観）						
支援者関係	親族との関係	①交流なし、②遠距離、③親族の死去、不和（④過干渉、⑤反発、⑥葛藤）						
	援助への態度	関与を（①無視、②拒否、③強く反発、④暴力的反発）、⑤接触困難、⑥居留守						
	サービス利用	①提案拒否、②拒否しないが利用せず、③無関心、④調整改善が期待できない						